

# 水俣病事件資料集

1926—1968

全一卷

水俣病研究会編

葦書房

水俣病事件資料集

1926  
|  
1968

## まえがき

水俣病事件は、その規模の大きさと被害の深刻さにおいて日本を代表する公害事件である。しかし、それだけではなく、この事件は、明治国家とともに始まり戦後の経済大国に至るまでつづく「工業立国」の国策が生み出した産物であり、その意味で日本の近・現代史に深く根を下ろした事件である。

したがって、この事件を抜きにして日本の近代を語り、あるいは戦後史をふりかえることは不可能であろう。むしろ、私たちは、水俣病事件という近代化の「負の遺産」を通してはじめて日本の近・現代史の真実を知ることができるのである。

また、水俣病事件という近代日本の生み出した未曾有の経験は、開発と環境の衝突、自然との共生の回復という難題をかかえる現代の地球社会にとつても無限の教訓を含んでいる。

社会的・政治的事件としての水俣病は、国家の産業政策、日本の化学工業技術、企業と地域社会、公害行政と官僚、被害者差別と住民意識、裁判と政治、被害者の闘争と広範な支援運動など、多様な分野にわたっている。そして、細部にわたる事件の全体像はまだ霧の中である。

水俣病事件は、これまでメチル水銀中毒事件として主として医学の観点から研究されてきた。もちろん、医学的にも、水俣病の問題は未解明の部分を多く残しているが、社会的・政治的事件としての水俣病事件ということになると、その本格的な研究はまだこれからといつてよい状況にある。事件の全容解明が遅れた最大の原因は、それに必要な一次資料がなかなか手に入らないという点にあった。その意味で、この資料集は今後の本格的な水

俣病事件研究の出発点になるであろう。

ところで、水俣病の問題は、一九五六年五月にその集団発生が公的に確認されて、はじめて「水俣病事件」と呼ぶる社会的な問題になった。医学的な意味での初発時期は、患者の自覚症状をみる限り、一九四六年ごろまで遡るとみられるが、その当時はまだ社会的な問題としては顕在化していなかった。したがって、社会的には、水俣病事件は一九五六年五月に始まるとみるべきであり、それからすでに四十年の歴史を歩んだことになる。そして、その歩みはまだ終わってはいない。

これまでの四十年の水俣病事件史は、一九六八年九月の政府見解の発表を境として前後二つの時期に大きく区分することができる。一九六八年九月以降、水俣病事件は息を吹き返して新たな展開をみせるが、それは水俣病の原因に関する政府見解の発表を起点にした動きである。

一九六八年九月までの事件史は、まず水俣病の原因究明が先決ということを理由にして被害の拡大防止に必要な対策を怠り、ついには原因究明そのものを棚上げして、水俣病問題を一時的に封じ込めることに成功した時期である。しかし、事件の封じ込め策はわずか数年しかもたなかった。一九六五年六月、新潟の阿賀野川流域に第二の水俣病が発生したことが公式に確認されたからである。

この衝撃的な事実に刺激されて、あらためて水俣病の原因究明とその後の対応策が問題になった。一九六七年六月、新潟水俣病の被害者は、公害の被害者としてははじめて昭和電工を相手どり損害賠償請求の裁判に踏み切った。こうした状況の中で、政府は、一九六八年九月、ようやく新潟水俣病と同時決着の形で水俣病の原因に関する公式見解を出さざるを得なくなったが、それはあまりにも遅きに失した見解であった。

しかし、水俣病事件の骨格は、すでに一九五九年末までにほとんど決定されていたといっても過言ではない。水俣病の発生確認以降も海の汚染と被害の拡大はつづいていたが、唯一の汚染源と目されたチッソ水俣工場の排水は一度も停止されることはなかった。その結果、被害が極限まで広がってしまったのが水俣病事件である。今日までつづく認定・補償の問題とは、本質的には、被害が目いっぱい拡大した後の後始末の問題にほかならない。

一九六九年以降の水俣病事件史は、はじめて歴史の主体として登場した少数の水俣病患者の闘いを軸として展開してきた。それは、水俣病事件が企業と行政の意のままにならない新たな段階を迎えたことを意味する。この時期の裁判を含む多彩な水俣病闘争とこれに対する企業・行政の対応については、すでに各種の報告や資料が公にされている。しかも、一九六九年以降の水俣病闘争自体、一九五〇年代の重い遺産を引きずりながらの闘争であったのであり、その点でも、四十年の水俣病事件史の中で一九五〇年代後半という時期のもつ決定的な重要性を知ることができるであろう。

このような事件史の認識に立って、私たちはこの資料集を編集した。

私たちは、この四半世紀の間、多くの方々の協力を得ながら関係資料の収集に精力的に取り組んできたが、企業と行政の壁はいぜんとして厚く、まだ入手できていない内部資料も少なくない。しかし、これまでに収集できた約九万点に及ぶ資料は、水俣病事件に関する資料としては最大規模のものであり、今後、これだけのものを収集することはもはや不可能と思われる。

この資料集は、こうした膨大な研究会所蔵資料の中から事件史的にみて重要と思われるものを厳選して編集したものである。水俣病事件はまだ終わってはいないが、このたび一九六八年九月までの関係資料を資料集として刊行することにした。基本とした編集方針は、次のとおりである。

まず、資料の収録に当たっては、①事件史に関わる一次資料を収録することを原則とし、雑誌等に発表された医学論文などの二次資料は除外した。同様に、新聞記事の類も除外した。ここに収録した一次資料には、今回初めて公開される貴重なものも少なくない。②国会会議録、熊本県衛生部の年報、チッソの社史など一度公刊された資料でも、通常、容易に利用できないと思われるものは、できる限り収録するように努めた。③各種議事録などのように一点の資料として膨大な分量にのぼるものは、適宜、必要な部分を抜粋して収録した。

結局、本書に収録した資料は八四八点にのぼり、さらに約八〇〇点の図表類がこれに加わる。ここに収録した資料は、被害漁民の資料はもちろん、チッソの社内資料、国・県・市の行政資料、研究機関の研究資料、それに

地域のミニコミ紙に至るまできわめて広い範囲に及んでいる。

チツソ関係では、水俣工場技術部の分析データや附属病院の研究資料はもちろん、水俣病の発見者である細川一・元附属病院長の手になる「細川ノート」(未公開)のうち、重要なものはすべて収録した。その結果、たとえば、事件史上著名なネコ四〇〇号実験についても、本書収録の資料によってほぼその全容を知ることができる。

本書に収録した全資料は、水俣病事件史の時期区分にしたがい、事件前史(一九五六年四月まで)、事件発生から見舞金契約締結まで(一九五六年五月から一九五九年十二月まで)、および見舞金契約締結から政府見解発表まで(一九六〇年一月から一九六八年九月まで)の三期に分けて配列し、さらに、それぞれの時期の資料は、資料の作成者別に分類して配列した。また、各期の冒頭には、その時期の事件史の流れを簡潔にまとめた解説を付して参考に供した。

この資料集は、長期にわたる水俣病研究会の共同作業の成果として刊行される。もともと水俣病研究会は、一九六九年九月、訴訟派の患者・家族が提起した最初の裁判を理論面から支援する目的で発足した。一九七三年三月、患者側がこの裁判に勝訴した後、それにつづくチツソ東京本社における直接交渉をへて、チツソと患者側との間で補償協定が締結されたことにより、一連の水俣病闘争にひと区切りがついた。

私たちがこの資料集の編集に着手したのは、その直後の一九七三年七月のことである。それから刊行に至るまでじつに二十数年を費やしたことになる。膨大な関係資料の収集とその整理に汗を流し、そのすべてに目を通しながらの採否決定に悪戦苦闘した年月であった。その間に編集方針も二転三転したが、最終的には、可能な限り決定版といえるような水俣病事件資料集を後世に残したいと念願して今日に至った。そして、水俣病事件四十年という節目の年に長年の懸案であった資料集を刊行する運びとなったことは、私たちにとって大きな喜びである。

私たちは、この『水俣病事件資料集』が国の内外を問わず多くの人がびとに広く活用されることを願っている。

一九九六年三月

水俣病事件四十周年を目前にしつつ

水俣病研究会

## 凡例

### 《資料の配列について》

一、資料は作成者別に分類し、各項目(項目分類がない場合は節)ごとにそれぞれ作成年月日順に配列した。

一、日誌や月報など長期にわたる資料は、原則として各編ごとに初出時点に一括して収録した。

一、行政や企業の内務文書等で複数の日付がある場合は、原則として決裁日や施行日に拠った。

一、年月日が不明な資料は、前後関係から推定できる場合はそれに拠った。月が不明の場合は該当年次の最後に、日が不明の場合は該当月の最後に配列した。

一、契約書や要望書などの当事者が複数の場合は、先頭の署名人の所属する節(または項目)に配列した。

一、各編ごとに、資料の通し番号を付けた。注記、解説等で資料を指示する場合は、編番号と資料番号を合わせて表示した。

〔例〕Ⅱ-169(第Ⅱ編の資料 169)

《資料の表記について》

一、編者が原資料に補った部分は、すべて「        」で表記した。

〔例〕〔細川ノートⅠ〕(一九五九年一〇月六日)

一、抄録の場合は、略した部分を(略)と表記した。

一、資料中の注記は語句の右に(1)(2)(3)……を付して表示し、資料標題の注記は標題右下に\*で表示、それぞれ該当資料末尾に注を記した。

一、原資料が横書きの場合は、資料番号の枠に下線を付した。

〔例〕169

一、資料本文中の数字は原則として漢数字を使用した。原資料が横書きの場合、数量を示す数字は算用数字を使用、横書きとした。

一、資料の表、付表は原則として横組みとし、数値の表記はすべて算用数字を使用した。

一、単位記号や原子記号、化学式・数式などは、原則として横書きとした。

一、明白な誤字・脱字は訂正した。誤字に意味があると判断した場合には、(ママ)と傍注を付した。ただし、同一資料中に同じ誤字がある場合は、初出を(ママ)とし以降は省略した。

一、原文が読みにくい場合、句読点・改行等は、適宜改めた。

一、不明字句は□□□や注で表記した。

一、固有名詞以外は、原則として新字体に改め、旧仮名遣いは原文のままとした。

一、(一)(二)(三)……など原資料の囲み表示は、原則として(一)に統一した。

一、固有名詞(人名、地名などは)、プライバシー保護が必要と判断した場合は、原則として伏せ字(○)にした。

一、原資料の太文字や傍線・傍点・下線などは、原則として省略した。

水俣病事件資料集 目次

〔上巻〕

まえがき

第I編 事件前史 一九二六年四月—一九五六年四月

解説／第一章—第四章(資料1—29)

第II編 事件発生から見舞金契約締結まで 一九五六年五月—一九五九年十二月

解説／第一章—第六章(資料1—448)

〔下巻〕

第III編 見舞金契約締結から政府見解発表まで 一九六〇年一月—一九六八年九月

解説／第一章—第七章(資料1—364)

補遺(資料1—7)

あとがき

索引

まえがき

凡 例

第I編 事件前史（一九二六年四月—一九五六年四月）

【解説】

第一章 漁民

第一節 水俣町漁業組合

1 証書

一九二六年 四月三〇日

一七

第二節 水俣市漁業協同組合

2 昭和二七年度通常総会議事録(抄)

一九五三年 五月三〇日

一八

3 昭和二八年度通常総会議事録(抄)

一九五四年 六月一六日

一八

第二章 チッソ株式会社

第一節 チッソ株式会社

4 日本窒素肥料事業大観沿革篇(抄)

一九三七年 七月二四日

二〇

5 日本窒素肥料株式会社事業概要(抄)

一九四〇年 五月五日

五二

6 契約書

一九四三年 一月一〇日

五四

7 漁場被害補償契約に関する件(水俣市漁業会宛)

8 漁場被害補償契約に関する件(不知火海区漁業調整委員会宛)

一九五〇年 一〇月三日

五五

9 アルデヒド関係検討会研究結果綜合抄録

一九五〇年 一〇月

五六

10 覚書

一九五一年 八月二日

六〇

11 工場廃水処理状況

一九五二年 三月二日

六〇

12 淵上漁業組合長来社会談記録

一九五四年 五月二日

六五

13 契約書

一九五四年 七月二日

六六

14 覚書

一九五四年 七月二日

六九

15 梅戸港関係資料送付の件

一九五五年 一月一八日

七〇

第二節 水俣工場新聞

16 ちっそ／工場用水

一九五五年 七月五日

七二

17 営業会議ルポルタージュ／肥料は前途多難／有機は好転の兆

一九五五年 七月五日

七二

18 チッソはドル箱／市税の実相

一九五五年 九月五日

七三

19 廢墟から立ち上った水俣工場／戦後一〇年の歩み

一九五五年 九月五日

七五

20 営業会議ルポルタージュ／肥料は依然多難／有機ようやく安定

一九五五年 一〇月五日

七六

21 硫安工場から綜合化学工場へ／最近の各製品生産高の示す／水俣工場の性格変化

一九五五年 一二月五日

七七

## 第二章 行政

- 22 復命書 一九五二年八月三〇日 七九
- 23 水俣港を貿易開港に指定方陳情書 一九五五年二月五日 八二
- 24 水俣港を重要港湾に指定方陳情書 一九五五年三月二日 八三
- 25 百間港浚深陳情書 一九五五年二月三日 八四
- 26 水俣港を開港に指定方陳情書 一九五六年一月二四日 八四

## 第Ⅱ編 事件発生から見舞金契約締結まで

(一九五六年五月—一九五九年二月)

九七

## 【解説】

九九

## 第一章 患者・漁民

## 第一節 水俣病患者家庭互助会

- 1 嘆願書 一九五八年九月二日 一一一
- 2 「竹下武吉メモ」I 一九五九年九月一七日—二月三〇日 一一一
- 3 陳情書 一九五九年二月二日 一一九
- 4 決議文 一九五九年一月二五日 一一〇
- 5 水俣病家庭互助会書簡(新日窒水俣工場河村庶務課長宛) 一九五九年二月一八日 一一〇
- 27 陳情書 一九五五年六月二五日 八七
- 28 カーバイド炉より噴出する石灰粉塵及び硫酸焼かす粉防塵に関する請願 一九五五年九月三日 八八
- 29 熊本県水俣港修築計画調査概要 一九五五年二月 八九

## 第二節 漁業協同組合

## 一 水俣市漁業協同組合

- 6 (要望書) 一九五七年一月一七日 一一〇
- 7 「漁業被害対策委員会への招へい状」 一九五七年二月一日 一一一
- 8 宣言決議文 一九五七年二月一五日 一一一
- 9 要求書 一九五七年二月一〇日 一一三
- 10 陳情書 一九五七年二月二日 一一三
- 11 (自主的操業禁止の周知徹底について) 一九五七年三月二五日 一一三

- 12 陳情書 一九五七年四月一六日 一三三
- 13 要求書 一九五七年五月二七日 一三四
- 14 申入書 一九五七年五月二七日 一三四
- 15 陳情書 一九五八年一月三〇日 一三五
- 16 要求書 一九五八年二月二〇日 一三六
- 17 昭和三四年度通常総会議事録(抄) 一九五八年八月三日 一三七
- 18 決議 一九五八年九月一日 一三八
- 19 漁業被害対策委員会会議録(抄) 一九五八年二月二八日 一三九
- 20 漁業被害対策委員会会議録(抄) 一九五八年二月二日 一四一
- 21 要求書 一九五九年一月二七日 一四三
- 22 漁業被害対策委員会会議録(抄) 一九五九年二月二六日 一四四
- 23 对新日窒との被害交渉経過 一九五九年二月二六日 一四五
- 24 要求書 一九五九年八月六日 一四七
- 25 回答書 一九五九年八月二九日 一四七
- 26 漁場被害額一億円の算出基礎について 一九五九年八月 一四七
- 27 陳情書 一九五九年二月二日 一四八
- 28 陳情書 一九五九年二月二六日 一四八
- 29 水俣魚市場窮境打開問題について 一九五九年二月三日 一四九
- 二 津奈木村漁業協同組合
- 30 陳情書 一九五九年八月二日 一五〇
- 31 奇病対策協議会記録(抄) I 一九五九年九月一二月 一五一
- 三 湯浦町漁業協同組合
- 32 役員会会議録 一九五九年八月一九日 一六〇
- 33 役員会会議録(抄) 一九五九年九月二日 一六一
- 34 昭和三四年度臨時総会議事録(抄) 一九五九年九月三〇日 一六一
- 35 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について 一九五九年一〇月二九日 一六二
- 36 不知火海漁民総会開催について 一九五九年一〇月二日 一六三
- 37 役員会会議録 一九五九年一月三日 一六三
- 38 昭和三四年度第二回臨時総会議事録(抄) 一九五九年一月二六日 一六四
- 39 請願書 一九五九年一月二五日 一六五
- 40 役員会会議録 一九五九年二月三日 一六六
- 41 昭和三四年度第三回臨時総会議事録(抄) 一九五九年二月二四日 一六七
- 四 その他
- 42 (第四)部会 一九五九年九月二〇日 一六九
- 43 (漁民総決起大会の決議事項及び宣言文) 一九五九年九月三〇日 一六九
- 44 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について 一九五九年一〇月二〇日 一六九
- 45 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について 一九五九年一〇月三日 一七〇
- 46 水俣病に於ける鮮魚介類の影響について 一九五九年一〇月二四日 一七〇
- 47 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について 一九五九年一〇月二四日 一七一
- 48 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について 一九五九年一〇月二六日 一七一
- 49 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について

## 50 流通面に与えた影響

一九五九年一〇月二七日 一七二  
一九五九年一〇月 一七二

## 51 〔鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について〕

一九五九年一〇月 一七三

## 第三節 熊本県漁業協同組合連合会

## 52 決議文

一九五九年一〇月二七日 一七三

## 53 大会宣言

一九五九年一〇月二七日 一七四

## 54 陳情書

一九五九年一〇月一九日 一七四

## 55 〔工場排水の完全停止についての要求〕

一九五九年一〇月三〇日 一七五

## 56 陳情書

一九五九年二月一日 一七五

## 57 陳情書

一九五九年二月五日 一七六

## 58 水俣病蔓延に／熊本県漁民総決起大会を開催(熊漁連情報)

一九五九年二月五日 一七六

## 59 お願い

一九五九年二月七日 一八〇

## 60 〔詫び状〕

一九五九年二月七日 一八〇

## 61 幹旋方依頼の件

一九五九年二月一〇日 一八〇

## 62 第二回漁民大会開かる／流血さわぎに進展(その二)／知事

一九五九年二月二五日 一八一

に仲介を依頼する(熊漁連情報)

## 第四節 全国漁業協同組合

## 63 熊本県水俣病漁業被害に関する陳情

一九五九年二月二七日 一八四

## 64 水俣病に関する漁業問題

一九五九年二月 一八五

## 第五節 水俣市鮮魚小売商組合

## 65 〔活動日誌〕

一九五九年五月二五日～九月八日 一八九

## 66 市民の皆様へ

一九五九年六月二四日 一九二

## 67 市民税減免についてのお願い

一九五九年 一九二

## 68 会社要求案

一九五九年 一九三

## 第二章 チツソ株式会社

## 第一節 排水処理

## 69 アルデヒド装置廃水処理工事の件(稟議書)

一九五七年六月三日 一九四

## 70 アルデヒド装置廃液処理配管工事の件(稟議書)

一九五七年八月二八日 一九四

## 71 工場周辺排水溝浚渫の件(稟議書)

一九五八年六月二八日 一九五

## 72 「水質汚濁」とは何か?

一九五八年七月二三日 一九六

## 73 廃水管理委員会規定制定の件(稟議書)

一九五八年八月一日 一九九

## 74 五・六期アルデヒド装置廃液処理工事の件(稟議書)

一九五八年八月四日 二〇〇

## 75 〔工場排水の分析〕

一九五九年八月二二日 二〇一

## 76 醋酸課排水中のHg濃度に就いて

一九五九年二月九日 二〇二

## 77 工場排水分析結果御通知の件

一九五九年二月一〇日 二〇三

## 78 水俣工場に於ける排水処理施設の説明

一九五九年二月二五日 二〇四

## 79 工場排水処理基本方針

一九五九年二月一九日 二〇五

- 80 〔工場排水の水質調査に関する件〕 一九五九年二月二六日 二〇六
- 81 水俣工場の排水について 一九五九年二月 二〇七
- 82 〔排水浄化装置竣工式出席への礼状〕 一九五九年二月二六日 二〇二
- 83 工場排水分析値 〔一九五九年二月〕 二〇三
- 84 (A)アルデヒド装置 〔一九五九年〕 二〇三
- 第二節 水俣病対策
- 一 患者・漁民関係
- 85 〔回答書〕 一九五七年二月二五日 二二五
- 86 〔回答書〕 一九五七年五月二七日 二二五
- 87 〔回答書〕 一九五七年六月一日 二二五
- 88 〔回答書〕 一九五九年八月二日 二二六
- 89 〔回答書〕 一九五九年八月三日 二二七
- 90 〔回答書〕 一九五九年八月二七日 二二八
- 91 協約書 一九五九年八月二九日 二二八
- 92 幹旋案に対する回答 一九五九年八月二九日 二二九
- 93 契約書 一九五九年八月二九日 二二九
- 94 契約書 一九五九年八月三〇日 二二九
- 95 契約書 一九五九年八月三〇日 二三〇
- 96 契約書 一九五九年八月三〇日 二三一
- 97 覚書 一九五九年八月三〇日 二三一
- 98 水俣に於ける漁業補償の沿革 一九五九年九月 二三二
- 99 〔要望事項に就いての回答〕 一九五九年一〇月二三日 二三八
- 100 〔排水中止の要求に対する回答〕 一九五九年一〇月三十一日 二三九
- 101 〔水俣病の原因について〕 一九五九年二月二八日 二三九
- 102 契約書 一九五九年二月二五日 二三九
- 103 覚書 一九五九年二月二五日 二四〇
- 104 契約書 一九五九年二月三〇日 二四一
- 105 覚書 一九五九年二月三〇日 二四二
- 106 了解事項 一九五九年二月三〇日 二四三
- 二 行政関係
- 107 水俣湾岸奇病の研究に関する件 一九五八年七月二四日 二四三
- 108 水俣病に対する当社の見解 一九五八年七月 二四七
- 109 熊大鰐淵学長訪問懇談の件 一九五八年一〇月二五日 二五三
- 110 奇病現地連絡協議会準備会に出席方依頼に関する件 一九五九年二月六日 二五四
- 111 奇病現地連絡協議会準備会御報告の件 一九五九年二月一日 二五五
- 112 所謂有機水銀説に対する工場の見解 一九五九年七月 二五七
- 113 県議会水俣病対策特別委員会に於る工場長挨拶 一九五九年八月五日 二六〇
- 114 厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会委員会議事録 一九五九年九月八日 二六二
- 115 有機水銀説の納得し得ない点(要約) 一九五九年九月二八日 二六七
- 116 西田栄一電報(水俣工場宛) 一九五九年九月二八日 二六九
- 117 塩化ビニール樹脂製造用水銀使用報告書 一九五九年一〇月七日 二六九
- 118 有機水銀説見解書の件 一九五九年一〇月三日 二七一
- 119 有機水銀説見解の件 一九五九年一〇月三日 二七一
- 120 水銀説に対する見解書の件 一九五九年一〇月二四日 二七二
- 121 アセトアルデヒド製造用水銀使用状況 一九五九年一〇月二四日 二七二

122 水俣病原因物質としての「有機水銀説」に対する見解(第一報)  
一九五九年一〇月 二七五

123 水俣病原因物質としての「有機水銀説」に対する見解  
一九五九年一〇月 二八三

124 水俣病原因問題と工場排水問題に関する件  
一九五九年二月二日 二九三

125 工場排水の水質調査に関する件  
一九五九年二月二〇日 二九四

126 御参考までに  
一九五九年二月 二九六

### 第三節 社内研究

#### 一 水俣工場技術部

127 「工場廃水、魚介類等分析データ」  
一九五七年 二九七

128 水俣病研究資料  
一九五九年五月 三〇一

129 有機水銀検出試験に関する件  
一九五九年二月一〇日 三一六

#### 二 水俣工場附属病院

130 水俣奇病に関する調査  
一九五七年一月 三一六

131 「水俣病研究メモ」  
一九五九年 三三三

### 第四節 水俣工場新聞

132 営業会議ルポルタージュ／急がれるニポリットの増産  
一九五六年七月五日 三二九

133 営業会議ルポルタージュ／注目されるアセチートの販売  
一九五六年一〇月一〇日 三三〇

134 営業会議ルポルタージュ／またれる有機の増産  
一九五七年四月一〇日 三三一

135 営業会議ルポルタージュ／不況突破に背水の陣  
一九五七年一〇月一〇日 三三三

136 営業会議ルポルタージュ／苦しい上半期なおつづく不況  
一九五八年四月一〇日 三三三

137 営業会議ルポルタージュ／輸出による販路の拡大  
一九五八年七月一〇日 三三四

138 水俣の市民税／従業員一人当り六、八四六円／全体の五割を負担  
一九五八年七月一〇日 三三六

139 「水質汚濁」とは？(その二)／廃水管理はなぜ必要か  
一九五八年八月一〇日 三三七

140 「水質汚濁」とは？(その二)  
一九五八年九月一〇日 三三八

141 八幡埋立地に築堤／七万五千坪をかさ上げ  
一九五八年二月一〇日 三四〇

142 一九五八年の回顧  
一九五九年一月一〇日 三四〇

143 営業会議ルポルタージュ／景気上昇期に向い販売面の伸長を  
一九五九年四月一〇日 三四一

144 重油ガス化を増強／電解法との比重が逆転／オクタノールも五百屯増設  
一九五九年四月一〇日 三四二

145 漁業補償引上など要求／漁民三百余人工場へデモ  
一九五九年八月一〇日 三四二

146 水俣病／有機水銀説を批判／県議会特別委員会で／工場の見解を表明  
一九五九年八月一〇日 三四二

147 オクタノール／千五百屯工事進捗／十月末完成の予定  
一九五九年八月一〇日 三四二

148 一時金三千五百万円／漁業補償紛争ようやく妥結／幹旋委  
一九五九年八月一〇日 三四四

## 員会案をのむ

一九五九年九月二〇日 三四四

149 水銀とはとんでもない／水俣病に日化協のりだす

一九五九年一〇月一〇日 三四五

150 水俣病／原因は旧軍需物資？／水銀は犯人ではない／

一九五九年一〇月一〇日 三四七

来水の吉岡社長語る

151 営業会議ルポルタージュ／売上百億を努力目標に

一九五九年一〇月一〇日 三四八

152 樹脂薬品部の現状(二)／オクタノール／当社が独占のかた

一九五九年一〇月一〇日 三四九

ち

153 水俣病／許されぬ漁民の暴力／だが従業員は冷静慎重に／

一九五九年一二月一〇日 三四九

西田工場長態度を表明

154 水俣病／県漁連と漸く和解／一時金三千五百万円、立上り

融資六千五百万円／知事調停案を呑む一九五九年二月二〇日 三五〇

## 第二章 国・県・市

## 第一節 水俣市

## 一 水俣市

155 保護記録(抄) 一九五六年五月一四日～九月一日 三五二

156 保護記録(抄) 一九五六年六月二日～一九六四年八月二日 三五三

157 保護記録(抄) 一九五六年一〇月七日～一九五八年二月二八日 三五六

158 奇病発生源についての一考察 一九五七年四月八日 三六〇

159 (魚類の販売禁止措置について) 一九五七年八月一四日 三六一

160 奇病実態調査表 一九五七年二月一日 三六一

161 貴工場在職奇病罹災者の退職に伴う子弟の就職方依頼につ

いて 一九五七年二月二六日 三六一

162 (熊本県総評の申し入れに対する回答)

(一九五七年一月三〇日) 三六一

163 奇病世帯の世帯更生資金貸付希望額調

(一九五七年二月) 三六四

164 水俣市漁獲高調

(一九五七年) 三六六

165 水俣奇病に関する請願書

一九五八年六月三日 三七三

166 水俣病に関する陳情書

一九五八年八月九日 三七五

167 奇病による沿岸漁業不振者の世帯更生資金借入申込調書

一九五八年九月二日 三七八

168 水俣奇病に対する請願書

一九五八年一〇月二七日 三七九

169 水俣奇病対策について

一九五八年十一月五日 三八〇

170 水俣病についての陳情書

一九五九年六月二〇日 三八二

171 水俣病発生とその対策

一九五九年六月 三八二

172 水俣病に対する請願

一九五九年七月一日 三八五

173 保護記録(抄) 一九五九年八月六日～一九六三年五月四日

一九五九年九月 三八六

174 漁民対日産紛争記録

(一九五九年九月) 三八九

175 水俣病関係経理一覧表

(一九五九年一〇月) 三九二

176 水俣病に関する資料

一九五九年一〇月 三九二

177 水俣病患者並びに援護状況

一九五九年一〇月 三九四

178 水俣市に於ける生活困窮者並に生活保護法適用状況

(一九五九年一〇月) 三九五

179 対馬漁業調査報告書(抄)

一九五九年十二月二日 三九五

180 特別事由による特別の財政需要

(一九五九年) 三九八

二、水俣市議会

- 181 昭和三十一年第一回市議会定例会(抄) 一九五六年三月一九日 四〇〇
- 182 昭和三十一年第四回市議会定例会(抄) 一九五六年九月八日 四〇一
- 183 水俣病対策委員会日誌(抄) 一九五七年三月一日—一九五九年二月二日 四〇三
- 184 昭和三十一年第一回市議会定例会(抄) 一九五七年三月二八日 四〇六
- 185 奇病に関する件 一九五七年二月 四一四
- 186 昭和三十一年第一回市議会定例会(抄) 一九五八年三月二四日 四一六
- 187 水俣奇病に関する陳情書 一九五八年九月二日 四一七
- 188 昭和三十一年第四回市議会定例会(抄) 一九五八年九月三〇日 四一八
- 189 昭和三十一年第六回市議会定例会(抄) 一九五八年二月二五日 四二一
- 190 昭和三十一年第六回市議会定例会(抄) 一九五八年二月一九日 四二二
- 191 昭和三十四年第三回市議会定例会(抄) 一九五九年七月三日 四二三
- 192 漁業対策委員会(幹旋委員会)記録 一九五九年八月 四二六
- 193 昭和三十四年第四回市議会定例会(抄) 一九五九年九月二五日 四三七
- 194 昭和三十四年第四回市議会定例会(抄) 一九五九年九月二八日 四四二
- 195 漁業対策委員会報告書 (一九五九年九月) 四四三
- 196 水俣病対策についての決議文 一九五九年二月五日 四四五
- 197 昭和三十四年第六回市議会定例会(抄) 一九五九年二月二六日 四四六
- 三 水俣漁業被害補償幹旋委員会
- 198 (第一次幹旋案) (一九五九年八月) 四五四
- 199 幹旋案 一九五九年八月二六日 四五五
- 200 幹旋案を提示するに当って 一九五九年八月二六日 四五六

第二節 その他の町村

- 201 要望書 一九五九年八月二三日 四五七
  - 202 津奈木村臨時議会会議録(抄) 一九五九年八月二日 四五七
  - 203 漁業問題特別委員会会議録 一九五九年八月二九日 四五八
  - 204 漁業問題特別委員会記録(抄) 一九五九年九月四日 四五九
  - 205 水俣病に伴う近海の影響について 一九五九年九月二七日 四六〇
  - 206 陳情書 一九五九年九月二八日 四六〇
  - 207 熊本県芦北郡津奈木村の水俣病発生に伴う漁業被害対策に関する請願書 一九五九年九月二五日 四六一
  - 208 漁業問題特別委員会会議録(抄) 一九五九年九月三〇日 四六一
  - 209 漁業被害対策特別委員会会議録 一九五九年一〇月三日 四六三
  - 210 (水俣病対策村民大会記録) (一九五九年一〇月六日) 四六五
  - 211 津奈木村水俣病対策特別委員会会議録 一九五九年一〇月二日 四六八
  - 212 要望書 一九五九年一月二日 四六九
  - 213 水俣奇病に対する芦北町議会決議 一九五九年一月二日 四七〇
  - 214 昭和三十四年第七回芦北町議会定例会会議録(抄) 一九五九年二月二五日 四七〇
- 第三節 熊本県
- 一 熊本県
  - 215 水俣市字月浦附近に発生せる小児奇病について 一九五六年五月四日 四七三
  - 216 熊本県衛生部長電報(厚生省公衆衛生局防疫課長宛) 一九五六年八月三日 四七四

- 217 水俣市における原因不明脳炎様疾患の発生について 一九五六年九月八日 四七四
- 218 水俣市漁業協同組合漁業被害対策委員会の発足について 一九五七年二月一六日 四七五
- 219 水俣奇病に関する調査研究の経過について 一九五七年二月二〇日 四七六
- 220 復命書 一九五七年二月 四七九
- 221 奇病対策連絡会(第一回) 一九五七年三月四日 四八一
- 222 三好礼治書簡(静岡県・飯塚小介宛) 一九五七年三月八日 四八二
- 223 奇病対策連絡会設置要綱並びに審議員の決定について 一九五七年三月三日 四八二
- 224 貝中毒に対する措置概要について 一九五七年三月一五日 四八三
- 225 復命書 一九五七年三月(三日) 四八三
- 226 水俣市における奇病発生に伴う漁業対策要望書 一九五七年三月(二〇日) 四八四
- 227 (厚生科学研究班第一二回報告会) 一九五七年三月三日 四八八
- 228 水俣奇病に関する速報について 一九五七年三月二六日 四八九
- 229 (廃水について) 一九五七年三月 四九〇
- 230 水俣市に於ける奇病発生に伴う危険区域での操業自粛について 一九五七年四月四日 四九〇
- 231 水俣市における奇病(猫)に関する調査について 一九五七年四月四日 四九一
- 232 (研究連絡会) 一九五七年四月二〇日 四九一
- 233 (七月二四日水俣奇病連絡会) 一九五七年七月二四日 四九三
- 234 水俣市奇病対策打合せ概要 一九五七年七月三〇日 四九三
- 235 第一回水俣奇病対策連絡会(概要) 一九五七年七月三〇日 四九六
- 236 第二回水俣奇病対策連絡会(概要) 一九五七年七月三〇日 四九七
- 237 奇病患者について 一九五七年八月八日 四九八
- 238 水俣奇病対策打合せ会 一九五七年八月一四日 四九八
- 239 水俣地方に発生した原因不明の中樞神経系疾患にともなう行政措置について(照会) 一九五七年八月一六日 四九九
- 240 第三回連絡会の結果報告について 一九五七年八月一九日 五〇〇
- 241 復命書 一九五七年八月二一日 五〇〇
- 242 水俣奇病対策についての申し入れについて(回答) 一九五七年二月二六日 五〇四
- 243 水俣奇病について 一九五七年二月三日 五〇四
- 244 復命書 一九五七年二月一一日 五〇五
- 245 水俣病にともなう行政措置について 一九五七年二月一三日 五〇六
- 246 奇病に類似せる患者の調査について 一九五八年七月八日 五〇六
- 247 水俣奇病患者一覧表 一九五八年七月三一日 五〇八
- 248 水俣奇病 一九五八年八月一日 五二二
- 249 水俣湾一円の漁獲について 一九五八年八月二日 五二二
- 250 水俣病に伴う漁民大会について 一九五八年九月四日 五二三
- 251 (漁民大会要旨) 一九五八年九月三〇日 五二四
- 252 (復命書) 一九五九年六月三日 五二五
- 253 事務連絡 一九五九年六月二五日 五二七
- 254 水俣湾の工場排水について 一九五九年七月(七日) 五二七
- 255 水俣港の工場排水について 一九五九年七月二三日 五一八
- 256 復命書 一九五九年七月二日 五一八
- 257 水俣病についての陳情書 一九五九年七月三日 五一九

- 258 水俣病に関する調査依頼について 一九五九年八月三日 五二〇
- 259 水俣病に関する最近の経過 一九五九年八月三〇日 五二一
- 260 水俣病総合研究班の編成内容(案)について 一九五九年九月 五二四
- 261 食品衛生調査会合同委員会要旨 一九五九年一〇月六日 五二四
- 262 水俣病についての陳情書 一九五九年一〇月一〇日 五二七
- 263 鮮魚介類の生産流通面への水俣病の影響について(照会) 一九五九年一〇月一七日 五二八
- 264 水俣病対策特別措置法要綱案 (一九五九年一〇月二六日) 五二九
- 265 上京中の浜崎衛生部長より電話録取 一九五九年一〇月一八日 五三一
- 266 日窒が水俣病原因研究に非協力的な事例 (一九五九年一〇月) 五三二
- 267 水俣病水産関係資料 一九五九年一〇月 五三二
- 268 水俣病関係経費一覧表 一九五九年一〇月 五三六
- 269 水俣病に関する最近の経過 一九五九年一二月五日 五三七
- 270 水俣病に関する水産関係資料 一九五九年一月 五三八
- 271 水俣病関係漁業基本対策 一九五九年一二月三日 五四〇
- 272 水俣病発生に伴う失業問題対策について 一九五九年一二月三日 五四一
- 273 水俣病対策(衛生部) 一九五九年二月 五四二
- 274 水俣病に関する資料 一九五九年二月 五四二
- 275 水俣病緊急対策事業計画書(第一次案)(一九五九年) 一九五九年二月 五四四
- 二一 水俣病年報
- 276 熊本県水俣地方に発生した原因不明の中枢神経系疾患について 一九五七年四月 五四六
- 277 熊本県水俣地方に発生した原因不明の中枢神経系疾患について 一九五八年八月二日 五五一
- 278 熊本県水俣湾産魚介類を多量に摂取することによって起る食中毒について 一九五九年一〇月 五五五
- 三 熊本県議会
- 279 昭和三十二年三月定例会会議録(抄) 一九五七年三月八日 五六四
- 280 昭和三十三年九月定例会会議録(抄) 一九五七年九月三〇日 五六七
- 281 昭和三十三年三月定例会会議録(抄) 一九五八年三月一四日 五七三
- 282 昭和三十三年九月定例会会議録(抄) 一九五八年九月二九日 五七六
- 283 昭和三十四年九月定例会会議録(抄) 一九五九年九月二八日 五七九
- 284 意見書 一九五九年九月二八日 五八二
- 285 要請書 一九五九年二月五日 五八二
- 286 昭和三十四年一二月定例会会議録(抄) 一九五九年二月二日 五八二
- 287 昭和三十四年一二月定例会会議録(抄) 一九五九年二月二日 五八六
- 四 熊本県議会水俣病対策特別委員会
- 288 昭和三十四年七月八日開催会議録 一九五九年七月八日 五九一
- 289 昭和三十四年七月一三日開催会議録 一九五九年七月一三日 五九一
- 290 昭和三十四年七月二二日開催会議録 一九五九年七月二三日 五九五
- 291 昭和三十四年八月五日開催会議録 一九五九年八月五日 五九八
- 292 昭和三十四年八月一日開催会議録 一九五九年八月二日 六〇四
- 293 昭和三十四年八月二二日開催会議録 一九五九年八月二二日 六〇七
- 294 昭和三十四年九月一四日開催水俣病対策特別・厚生労働常任経済常任合同委員会会議録 一九五九年九月一四日 六一〇
- 295 昭和三十四年九月二六日開催会議録 一九五九年九月二六日 六一五
- 296 昭和三十四年一〇月一〇日開催会議録 一九五九年一〇月一〇日 六一九

- 297 昭和三十四年一月二六日開催会議録 一九五九年一月二六日 六二二
- 298 昭和三十四年一月三〇日開催会議録 一九五九年一月三〇日 六二七
- 299 国会調査団を囲む水俣病対策協議会記録(速記)  
一九五九年一月一日 六二九

- 300 昭和三十四年一月五日開催会議録 一九五九年一月五日 六五〇
- 301 昭和三十四年一月一六日開催会議録 一九五九年一月一六日 六五三
- 302 昭和三十四年一月二五日開催会議録 一九五九年一月二五日 六五五

#### 五 不知火海漁業紛争調停委員会

- 303 調停案 (一九五九年二月一六日) 六五六
- 304 調停案 一九五九年二月一八日 六五七
- 305 不知火海漁業紛争調停の経過 (一九五九年二月) 六五八
- 306 調停案 一九五九年二月二九日 六五八

### 第四節 その他の県

- 307 徳田正敏書簡(細川一宛) (一九五九年五月三〇日) 六六〇
- 308 水俣病猫の実態調査について(回答) 一九五九年八月二〇日 六六〇
- 309 米之津地区に発生した猫の奇病について報告 一九五九年八月二〇日 六六一

### 第五節 国

#### 一 厚生省

- 310 (熊本大研究班報告会メモ) 一九五七年二月 六六四
- 311 水俣市における奇病について 一九五七年三月六日 六六五
- 312 熊本県水俣市に発生した所謂奇病の対策について (一九五七年四月一日) 六六七

- 313 (奇病対策の打合せについて) 一九五七年四月五日 六六八

- 314 水俣奇病会議 一九五七年五月二日 六六八
- 315 水俣地方に発生した原因不明の中樞神経系疾患にとまなう  
行政措置について 一九五七年九月一日 六七〇

#### 316 (総評及び熊本県・水俣市よりの申入れについて)

- 一九五七年二月一八日 六七一
- 317 水俣病について 一九五八年二月一〇日 六七二
- 318 熊本県水俣市に発生したいわゆる水俣病の研究成果及びその対策について 一九五八年七月七日 六七五

- 319 水俣奇病対策連絡協議会について 一九五八年八月一八日 六七八

- 320 熊本県水俣地方に発生したいわゆる水俣奇病について 一九五八年一〇月一七日 六七九

- 321 日窒水俣工場の排水問題について 一九五九年九月二六日 六八〇

- 322 水俣病について 一九五九年九月三〇日 六八一

- 323 水俣病研究中間報告 一九五九年一〇月六日 六八二

- 324 水俣湾内に遺棄された旧軍需品について調査録取 一九五九年一〇月二〇日 六八九

- 325 各省市水俣対策連絡協議会 一九五九年一〇月二日 六九一

- 326 水俣病の対策について 一九五九年一〇月三日 六九一

- 327 水俣食中毒に対する緊急対策 一九五九年一月五日 六九二

- 328 水俣食中毒対策に関する各省連絡会議出席者名簿 一九五九年一月一日 六九二

- 329 水俣病の原因究明の結果について 一九五九年一月二日 六九三

- 330 食品衛生調査会の答申 一九五九年一月二日 六九三

- 331 水俣奇病対策連絡協議会の今後の運営について

## 二 通産省

- 332 新日本窒素肥料(株)水俣工場の廃水について  
一九五八年六月二日 六九四
- 333 熊本県水俣市に発生した奇病について一九五八年八月一八日 六九五
- 334 水俣奇病総合研究連絡協議会の設置について  
一九五八年一〇月二〇日 六九五
- 335 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会による水俣病研究発表  
一九五九年一〇月六日 六九七
- 336 水俣奇病に対する熊本県漁民総決起大会の決議文および不知火海水質汚濁防止対策委員会よりの陳情書の提出について  
一九五九年一〇月二八日 六九八  
一九五九年一〇月 六九九
- 337 (企業局工業用水課メモ(抄))  
(一九五九年一〇月) 七〇一
- 338 工場排水の分析依頼について  
一九五九年一月二日 七〇一
- 339 水俣病の対策について  
一九五九年一月一〇日 七〇一
- 340 水俣病の対策について  
一九五九年一月一〇日 七〇一
- 341 工場排水の水質調査報告依頼について一九五九年一月一〇日 七〇一
- 342 水俣病の対策について  
一九五九年一月二〇日 七〇二
- 343 塩化ビニール生産工場一覧  
一九五九年(二月) 七〇三
- 344 アルデヒド生産工場一覧  
一九五九年(二月) 七〇四
- 345 水俣病の原因究明のために必要な経費一九五九年 七〇五
- 三 その他の省庁
- 346 公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく指定水域の指定に関する要望について  
一九五九年一月二日 七〇六  
一九五九年一月二日 七〇六
- 347 水俣病対策について  
一九五九年一月二日 七〇六
- 348 水俣病に関する総合的調査の実施について  
一九五九年一月一九日 七〇七
- 349 水俣病の経過と対策  
一九五九年二月五日 七〇七
- 四 国会
- (一) 衆議院
- 350 第三三回国会衆議院農林水産委員会会議録(抄)  
一九五九年一〇月二日 七二〇
- 351 第三三回国会衆議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五九年一月二日 七二〇
- 352 第三三回国会衆議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五九年一月二三日 七二二
- 353 熊本県水俣市周辺におけるいわゆる「水俣病」に関する資料  
一九五九年一月二六日 七二五
- 354 第三三回国会衆議院農林水産委員会会議録(抄)  
一九五九年二月二日 七二九
- (二) 参議院
- 355 第二六回国会参議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五七年三月七日 七三九
- 356 第二六回国会参議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五七年九月二日 七四五
- 357 第二九回国会参議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五八年六月二四日 七四九
- 358 第二九回国会参議院社会労働委員会会議録(抄)  
一九五八年九月一八日 七五四
- 359 第三二回国会参議院社会労働委員会会議録(抄)

360 第三三回国会参議院農林水産委員会会議録(抄) 一九五九年九月八日 七五六

361 第三三回国会参議院社会労働委員会会議録(抄) 一九五九年二月六日 七六〇

一九五九年二月九日 七六八

## 第四章 研究機関等

### 第一節 水俣市奇病対策委員会

362 (水俣市奇病対策委員会日誌)

一九五六年五月二八日—一九五九年六月三日 七七四

363 (細川一報告書) 一九五六年八月二九日 七九五

### 第二節 熊本大学医学部研究班

364 水俣地方に発生せる原因不明の中枢神経系疾患に関する中間報告 一九五六年一月三日 七九九

365 新日窒工場に対して提出を求むる資料 (一九五九年五月) 八〇八

366 (水俣病原因についての報告) 一九五九年七月二四日 八〇九

367 主として病理学的にみた水俣病の原因についての観察 一九五九年七月二三日 八〇九

368 水俣病研究報告要旨 一九五九年八月二〇日 八一九

### 第三節 厚生省厚生科学研究班

369 熊本県水俣地方に発生した一中枢神経系疾患に関する調査研究 一九五七年一月二五日 八二七

370 熊本県水俣地方に発生した一中枢神経系疾患に関する調査研究報告書(記述要領案) 八三二

371 熊本県水俣地方に発生した奇病について 一九五七年三月三〇日 八三三

372 熊本県水俣地方に発生した中枢神経系疾患に関する疫学的臨床的研究 (一九五七年七月) 八四五

373 熊本県水俣地方に発生した奇病に関する厚生科学研究班の調査研究成果について(第二報) (一九五七年二月) 八四六

### 第四節 熊本県水産試験場

374 水俣市地先漁場における生物・水質・底質等の調査概報 一九五八年一〇月 八四九

375 不知火海の概要と水俣調査中間報告 一九五九年 八五八

### 第五節 細川 一

376 (細川一ノート)(抄) I 一九五六年—一九五九年 八八〇

### 第六節 その他

377 水俣湾内外の水質汚濁に関する研究 一九五九年二月一〇日 九一五

378 遠城寺宗知書簡(大島一郎宛) 一九五九年一月一六日 九一九

379 カーランド書簡(武内忠男宛) 一九五九年二月一〇日 九二〇

- 380 カーランド書簡(石黒理兵衛宛) 一九五九年二月三日 九二〇  
 381 MINAMATA DISEASE (一九五九年) 九二一

## 第五章 各種団体

### 第一節 政党

- 382 水俣市奇病対策の件 一九五七年二月一七日 九二六  
 383 水俣病に対する対策について 一九五九年一月一八日 九二六  
 384 水俣病防止のための危険海域の指定漁獲禁止並びに漁獲禁止に伴う損失補償等に関する特別措置法要綱(案) 一九五九年二月三日 九二七  
 385 水俣病罹病者等の援護に関する特別措置法案要綱 一九五九年二月三日 九二八  
 386 水俣病闘争の当面の問題点と今後の方向 (一九五九年二月) 九二九

### 第二節 労働団体

#### 一 新日本窒素労働組合

- 387 漁民に対するピケ反対/各門は平常通り通行できる(新日窒労働ニュース) 一九五九年八月一九日 九三三  
 388 漁民問題に対する組合の態度決定(新日窒労働ニュース) 一九五九年八月二〇日 九三四  
 389 我々は暴力を否定する 一九五九年一月三日 九三四  
 390 今次漁民問題に対する/組合の正式態度決定/昨日団交を

もつて会社に申入れ(さいれん)

一九五九年一月五日 九三四

#### 391 決議文

一九五九年一月六日 九三五

392 会社の石頭依然変わらず/漁業問題と一時金を/天びんにかけるな!!(さいれん)

一九五九年一月二六日 九三六

393 精力的に/徹夜団交を行う/一時金団交は中断(さいれん)

一九五九年二月五日 九三七

#### 二 その他

394 水俣奇病対策についての申入れ

一九五七年一月一五日 九三七

### 第三節 日本化学工業協会

395 水俣病原因に就て

一九五九年九月 九三八

### 第四節 その他の団体

396 (工場廃水停止処置反対請願)(熊本県知事、熊本県漁連宛)

一九五九年一月九日 九四三

## 第六章 地域ミニコミ紙

### 第一節 水俣タイムス

- 397 月浦に猫系マヒ病発生 一九五六年五月二三日 九四五  
 398 恨まれる会社/水俣の奇病は中毒性のもの (一九五六年一月) 九四五  
 399 汚水が怪しい/住民は不安に戦く (一九五六年一月) 九四五  
 400 奇病のその後/実際患者は百名以上 一九五六年二月一〇日 九四六

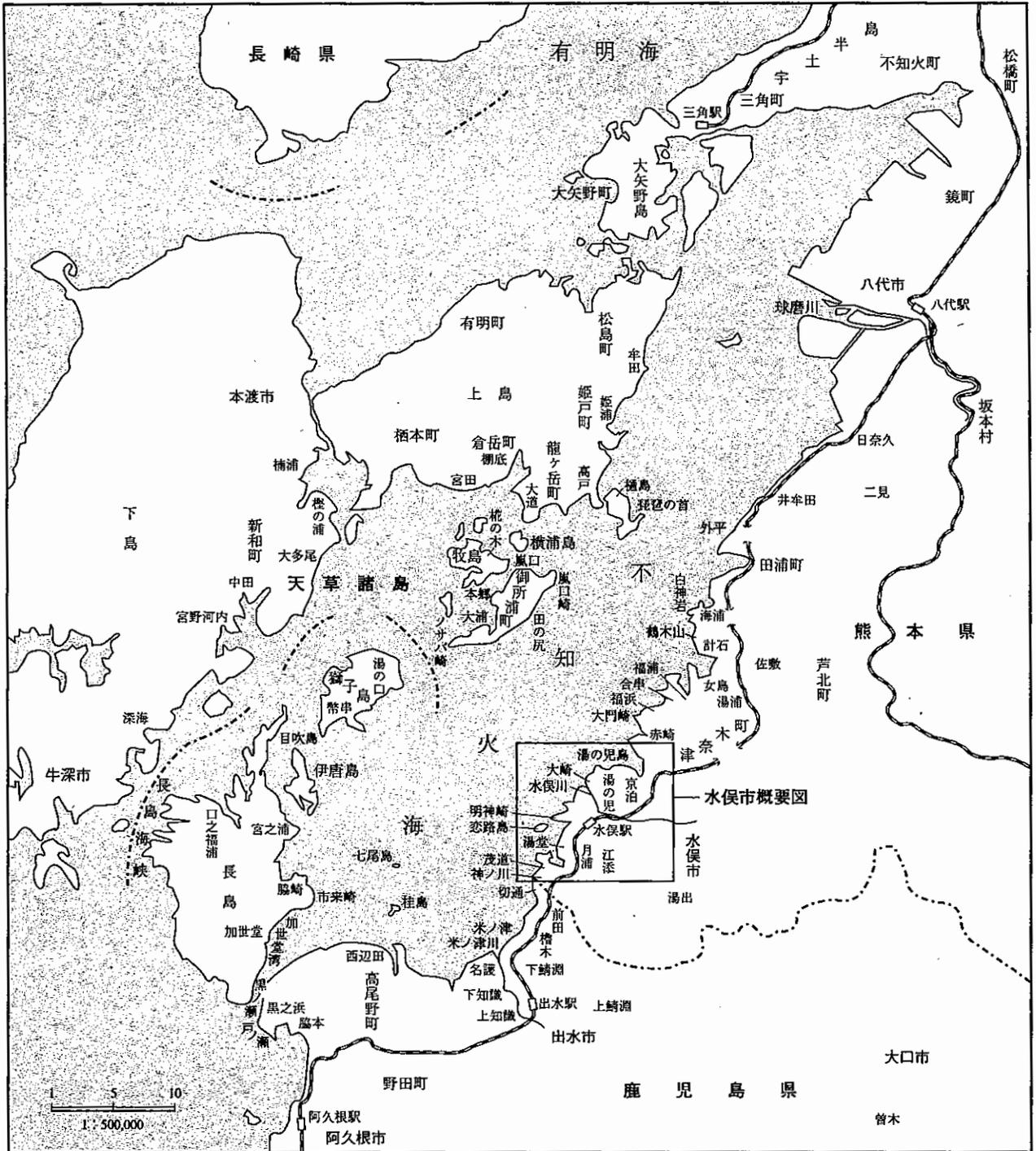
- 401 精神病院行もある 一九五六年二月一〇日 九四六
- 402 君子危きに近よらず／漁組漁撈見合わせを要請 一九五六年二月一〇日 九四六
- 403 奇病の其後 一九五六年二月二九日 九四七
- 404 私は魚を大いにたべます／伊藤水俣保健所長 一九五七年二月二日 九四七
- 405 廃水浄化を要請の漁民 一九五七年二月二日 九四七
- 406 猫マヒ病双子島で発生／イワシ子も危い 一九五七年三月二六日 九四七
- 407 奇病様々？／魚は敬遠される 一九五七年四月二七日 九四八
- 408 解明されぬ奇病の謎／市民の不安は増大する一方 一九五七年五月二五日 九四八
- 409 漁民と日笠との溝深し／悪水処置で対立 一九五七年六月一六日 九四九
- 410 奇病対策あれこれ／対策委員会東上Ⅱ県は北薩入漁交渉 一九五七年七月七日 九四九
- 411 奇病は何日解決する？ 一九五七年九月二七日 九四九
- 412 海軍施設部は奇病と関係なし 一九五七年一〇月二五日 九五〇
- 413 奇病はどうなる？ 二／功名と派閥の争い 一九五七年一〇月二五日 九五〇
- 414 水俣の時事問題 一九五七年一一月三〇日 九五一
- 415 漁業転換は難航／水俣海域の不漁対策 一九五七年二月一四日 九五二
- 416 漁場を失った漁民はどうなる！／年の瀬は目の前に 一九五七年二月二四日 九五二
- 417 今年はどうなる 一九五八年一月二日 九五三
- 418 奇病に同情金や衣類 一九五八年一月二日 九五四
- 419 奇病はどうなる／熊大の研究も中止？ 一九五八年四月二四日 九五四
- 420 奇病問題解決速し／それでも白子で猫が発病 一九五八年七月一〇日 九五四
- 421 奇病原因は推定の線／汚水調査はじまる 一九五八年七月二四日 九五四
- 422 奇病はどこへ行く 一九五八年九月二日 九五五
- 423 陳情一本槍の奇病委 一九五八年九月二日 九五五
- 424 水俣病のその後について 一九五八年一〇月二九日 九五五
- 425 奇病対策協議会 一九五八年一〇月二九日 九五五
- 426 漁場補償四億円か／政府の奇病対策決定 一九五八年一二月一六日 九五六
- 427 湯堂湾の真珠養殖／西村真珠が進出か 一九五九年三月五日 九五七
- 428 奇病あれこれ 一九五九年五月二〇日 九五七
- 429 解説／奇病と悪水とボス 一九五九年七月五日 九五七
- 430 漁組対新日笠の争い 一九五九年七月五日 九五八
- 431 奇病と魚市場 一九五九年七月五日 九五八
- 432 クリンカー工場に難色／奇病の海を掻き混ぜる 一九五九年七月二九日 九五九
- 433 水俣巷談 一九五九年七月二九日 九五九
- 434 奇病問題解説／今迄市民は奇病の魚を喰べて来た 一九五九年八月九日 九五九
- 435 水俣巷談 一九五九年九月二三日 九六〇
- 436 漁場補償一応妥結 一九五九年九月二三日 九六一
- 437 市民の食生活はどうすべきか 一九五九年九月二三日 九六一

- 438 戦時物の申し子か／奇病原因の究明一転す  
一九五九年一〇月一〇日 九六二
- 439 遠海物取引魚市場  
一九五九年一〇月一〇日 九六二
- 440 水俣漁組総会  
一九五九年一〇月一〇日 九六二
- 441 奇病の先はどうなる  
一九五九年一〇月二八日 九六二
- 442 有機水銀に決ったけれど／八代海浄化の途なほ遠し  
一九五九年一二月二〇日 九六三
- 443 漁民の暴力に理解を／平口氏のはなし  
一九五九年一二月二日 九六四
- 444 奇病問答／漁民の襲来はまずない  
一九五九年一二月一〇日 九六四
- 445 今年もあと二十日／魚  
一九五九年一二月一〇日 九六四
- 446 水俣巷談  
一九五九年一二月一〇日 九六五
- 447 社説／奇病を転機として市民も工場も立ち上れ  
一九五九年一二月二日 九六五

## 第二節 水俣時事新報

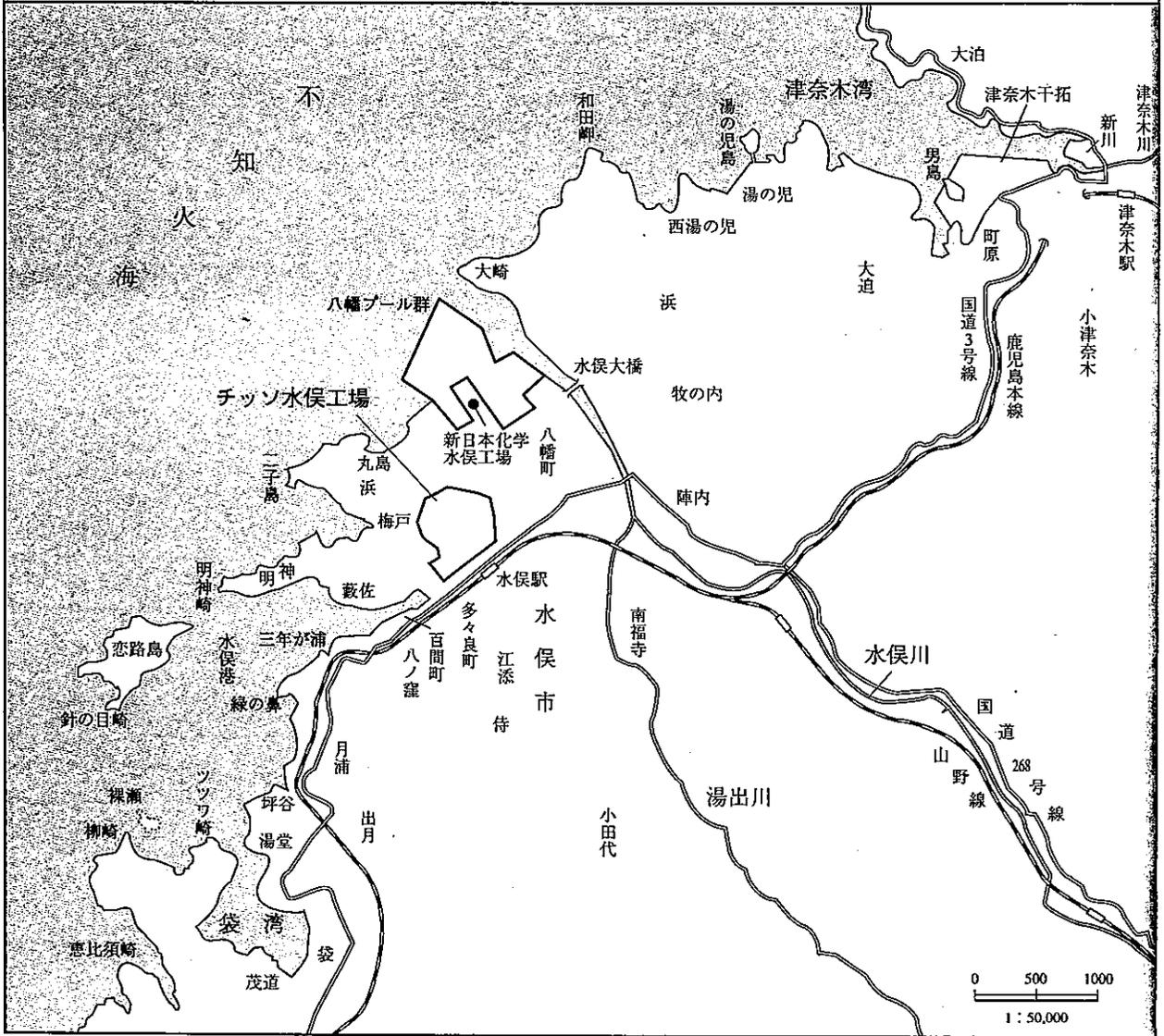
- 448 水俣病／原因ますます混乱／実証のない有機水銀説／病理  
所見の対立をつく新日窒  
一九五九年一〇月二五日 九六六

# 不知火海沿岸図



20万分の1地勢図「八代」(国土地理院、1990年4月1日発行)をもとに作成。

# 水俣市概要図



2万5000分の1地形図「水俣」(国土地理院、1965年測量)をもとに作成

水俣病事件資料集〔上卷〕

1926

—

1959

第I編 事件前史（一九二六年四月—一九五六年四月）

## 【解説】

## 1 日本窒素肥料株式会社の水俣への進出

## 日本窒素肥料株式会社の進出以前の水俣

水俣は、熊本県の最南端に位置する。地理的には九州の西海岸にあり、九州本島と天草諸島によって形成される内海、不知火海に面している。かつて陸路は山々に閉ざされていたため、交通の手段としては船による海上ルートが一般的であった。

水俣周辺には縄文時代より人が住みつき、数多くの遺跡が残されている。文献上は延喜式(九〇五年)に地名が見えるのが最初という。近世に至ると肥後、薩摩の国境に接し、軍事的にも要衝の地となった。また近代にはいと、最後の内戦となった西南戦争で戦火にまわられた歴史をもつ。

『水俣市史』によると、日本窒素肥料株式会社(以下「日窒」といふ)が進出する直前である一九〇〇年ごろ、水俣の産業で特筆すべきものは製塩業であり、近在の農家の数少ない現金収入源であった。その当時、三四町余の塩田に九三の塩焼き小屋があり、約二〇〇戸の農家がそこで働いていた、と記録に見えている。塩の年間生産量は数十万俵に達し、その多くは佐賀、島原方面に移出されソーメン製造に使われた。およそ二五〇年つづいた製塩業は、塩専売法施行(一九〇九年)とともに廃止された。また港は、水俣からは木材、竹材、木炭が搬出され、鹿児島県の大口村にあった牛尾金山のため、石炭を運び込むなどで賑わった。一八九八年当時、村戸数二、五四二、うち商業三七九、飲食店一七、漁家八四戸であった。残りは農家と

思われるが、その頃から月の浦一帯でミカン園、茶園の増反が進められた。水俣周辺の地形の特徴は、芦北から水俣へとリアス式の海岸線が複雑に入り組んで伸び、山が海まで迫って平坦地が少ないことである。水俣湾は海へと張り出した北側の明神岬と、沖合の恋路島に囲まれた二重湾構造となっており、真冬でも北からの風が遮られ湾内は穏やかである。明神岬から百間、緑が鼻、月の浦にかけて深く切れ込み、湾の内外は渦や磯が複雑に形成されていた。中央には裸瀬、七ツ瀬につらなる海底の脊梁山脈ともいえる自然の魚礁があり、海岸には茂道松が茂ってほどよい日陰ができていた。こうした恵まれた環境に種類も数も豊富な魚介類が自然に集まり、天然の産卵場となった。このように、水俣湾は不知火海のなかでも屈指の好漁場であった。

## 曾木電気から日本窒素肥料株式会社設立へ

日窒の創始者野口遼<sup>1</sup>は、自らの事業に対しはつきりとした信念を持っていた。それは電気化学会社を興すことこそ、電気技術者としての能力を生かし、自らの事業欲を満足させるとともに、近代化を急ぐ時代と国の要請に心える道であるという考えである。時あたかも日本では、日露戦争後、欧米列強に伍すべく国力を増強することが課題であった。その課題に対し野口は、窒素肥料の生産を通じて食糧増産に寄与しようとした。事業化の際の特徴は、まず発電所を建設し、電気化学の最も重要な原料ともいえるべき電気を安価に賄うことであった。

一九〇六年、野口は友人の勧めで鹿児島県大口村を視察し、曾木ノ滝の豊富な水力を利用して発電所を建設することにした。曾木の第一発電所(八〇〇キロワット)の建設は、牛尾金山およびその周辺への送電のためであったが、金山等に要する電力は高々二〇〇キロワットに過ぎず、その余剰電力と引き続き建設された第二発電所(六、〇〇〇キロワット)の電力は、カーバイド製造に当てる計画であった。同年八月、野口は日本カーバイド商會を設立し、熊本県水俣村にカーバイド製造工場の建設を始めた。翌一

九〇七年一〇月、曾木電気(資本金二〇万円)は送電を始め営業を開始した。一九〇九年八月に至り、野口は曾木電気と日本カーバイド商會を合併し、日窒(資本金一〇〇万円)を設立した。社名に「日本」と「窒素肥料」を当てたところに、食糧増産によって国策に資するという事業家野口の野望が表れていたといふべきであろう。野口は、まずカーバイドを電気炉で焼いて窒素ガスを通す、フランク・カロウ法で石灰窒素を作ったが、売る方も農民もその使用法を十分知らなかつたので、販売はうまく行かなかつた。ついで、石灰窒素に水を加えてアンモニアを取り出し、硫酸に作用させて硫酸を製造した。この変成硫酸は、石灰窒素にくらべて扱いやすく肥効もすぐれていたが、製造法が非効率でコストも高かつた。のちに野口は、増産とコストダウンのために、カザレーのアンモニア合成法を導入し硫酸を製造するようになる。

カーバイド工場の建設に当たつて、野口は現地を見てまわり、当初候補地として原料の石灰石が近くにあって水俣の北方に位置する計石を考えたが、地元と折りあいがかつかなかつた。つづいて鹿児島県の米ノ津港に決めたが、最終的には地元の積極的な勧誘に応じ水俣に立地した。対岸の天草には石灰石や良質の無煙炭が豊富にあつて、それら原料や製品の積み入れ積み出しに適した良港があり、後背地には電力の開発に必要な水が豊富にあつた。地形的にも工場敷地の拡張がしやすいと思われた。

当時の地主層の中には、日窒の誘致に反対した勢力もあつたが、有力地主の前田永喜らは米ノ津に対抗し、距離が長くなる分の電柱を寄付したり、工場用地を提供するなどいくつかの有利な条件を示し、水俣へ誘致することに成功した。前田らは、製塩業に代わる産業のない水俣にカーバイド工場を誘致することによって、現金収入の道をつくり、水俣の繁栄を夢見たようである。今日の企業誘致の先駆と考えられる。

日窒は当初、石灰窒素の製造、販売に多くの苦勞を重ねたが、その後変成硫酸、合成硫酸の製造を手がけ、大阪神島工場、八代鏡工場、水俣新工場、延岡工場などをつぎつぎと建設し企業規模を拡張した。そのため九州

山地の白川、緑川、五ヶ瀬川など、熊本県、鹿児島県、宮崎県にまたがる一四の水系に発電所を矢継ぎ早に建設した。こうして発電量は、一九〇八年出發時には、八八〇キロワット、翌年には六、〇〇〇キロワット、一九一八年には三〇、〇〇〇キロワットを越え、水俣でカザレー式アンモニア合成を開始した一九二七年には、実に約四〇、〇〇〇キロワットに達した。このように、まず電源の開発からはじめるというやり方は、後述するやうに朝鮮半島においても見られ、買電で同種の事業を展開した他社に比較して、野口の事業遂行の特徴であつた。

なお日窒は、第二次世界大戦後の一九五〇年に企業再建整備法にもとづき新日本窒素肥料株式会社として再発足し、一九六五年にはチソソ株式会社と社名を変更して、現在に至つてゐる。

#### 地域社会の変貌

曾木発電所ができたことにより、牛尾金山の動力源は石炭から電力に変わった。水俣の港から牛尾金山へ運ばれていた石炭は不要となり、石炭を輸送していた馬車引きは職を失つた。製塩業の廃止後は、水俣での現金収入の道は水俣工場の雇用という形に変わり、水俣の地域経済は、日窒水俣工場に依存する形へと変化していった。

日窒の発展につれて、水俣における工場労働者の雇用の機会は、徐々に増えた。周辺地域から工場に吸い寄せられるように集まつた労働者も、爆発などの労働災害が多発する工場で、馬車引きや地元の日雇いより低い賃金で働いた。その乞食同然の姿形から当初は「会社勧進」と地元の人たちは蔑んだが、水俣工場の発展とともにその社会的地位が向上した。その結果、「会社ゆき」となることが、水俣および周辺の住民のあこがれの的になっていった。零細な漁業・農業以外に収入の道がなかつた住民たちは、現金収入と「会社ゆき」の名を求めて日窒の工場にたつた。しかし、戦後に至るまで、水俣工場の賃金水準は同業会社中最低であつた。しかも地元採用の工員と社員との間には、雇用条件はもとより身分においても厳

然とした差別があった。一九五三年にいたって初めて、差別撤廃をかかげたストライキがあったことをみれば、その実態がいかなるものであったかは想像できよう。

発展する水俣を人口推移から概観すると、一八八九年四月市町村制施行にともない、一九村合併して水俣村が誕生したとき、戸数二、三二五、人口一、〇四〇人であった。日窒が水俣に立地して四年後の一九二二年二月、水俣に町制が施行され、一九一六年には二、九一戸、人口一八、六八一人となった。水俣工場がカザレー式アンモニア工場を建設しはじめた一九二五年には、町は活況を帯びて人口も増え、四、三三九戸、二四、八四七人となり、水俣工場の発展とともに流入する人口は増加の一途を辿った。戦後水俣に市制が施行され、一九四九年には、八、六七二戸、人口四三、二二五人となり、久木野村を合併した一九五六年には五〇、四六一人と五万人を越えたが、「もはや戦後ではない」と言われたこの年を頂点に、その後は減少に転じた。この間、水俣の地域経済に占める日窒水俣工場の比重はますます大きくなり、たとえば一九五五年には、水俣工場とその関連子会社に雇用された労働者の納める市民税は、市税収入の五〇パーセントを越え、水俣工場自身も「窒素は正に水俣市のドル箱」(18)と豪語した。しかし、この表現の中には、水俣は「チッソ」で持っているという意識が露骨に表われている。

日本の近代化の過程において、旧来の有力地主層は遅かれ早かれ再編を余儀なくされるが、水俣の場合日窒を誘致した地主層が、そのことによつて自らの没落を早めるという皮肉な結果となった。それとともに典型的な単一企業支配都市へと変貌した。水俣の地域住民は多少の差はあれ水俣工場に依存するようになった。そして会社なくしては水俣は成り立たぬという「日窒運命共同体意識」が形成され、水俣工場の発展こそが町の繁栄と考えるようになった。

住民意識の変貌を背景に、水俣工場は積極的に自治体行政に関与し、地域支配の手段として利用するようになる。一九二六年には、元水俣工場社

員の坂根次郎が町長になったのをはじめ、工場長や日窒に關係をもつ七人が町議会議員になった。また一九五〇年には、元水俣工場長橋本彦七が市長となり、多数の水俣工場社員が議員となった。このようにして日窒は自治体行政を自らの影響下に置いた。たとえば新日窒水俣工場の原料搬入・製品搬出の利便をはかるための水俣港開港計画が行政主導で立案され、市あげての運動によって実現した(23、24、26、29)。また工場廃棄物で埋まった水俣港湾底の浚渫までが当然のように公費でなされたのである(22、25、27)。さらに水俣工場の固定資産税の優遇措置や水俣川の水利権の独占使用を許すなど、一私企業の利益を優先させる多くの政策がとられた。

日窒の地域支配は経済・政治機構ばかりでなく、地域の自然環境にまで及び、百間港や市民の憩いの場であった海水浴場などを工場廃棄物(大量に生じたカーバイド残渣など)の捨て場とするなど、公有水面もしいに日窒が占有するところとなった。水俣において日窒は、文字どおり最大の地主であった。

(1) 野口遼の伝記の主なもの、安藤徳器編、野口遼述「事業談・懐旧談」一九三八、片桐龍一「半島の事業王」野口遼「一九三九、鴨居悠「野口遼」人間と事業」一九四三、野口遼翁追懐録編集会「野口遼翁追懐録」一九五二、大川次郎「野口遼伝」一九五四、一から「化学経済」に連載、吉岡喜一「野口遼」一九六二、大場鐘作「野口遼は生きている」一九六四、紫村羊五「野口遼伝」一九八一、その他がある。

(2) 岡本達明・松崎次夫「水俣民衆史」一五—一九八九—一九九〇(またその土台となった作品、久場五九郎「水俣工場労働者史」一一二—一九七三—一九七七)これらの本には、民衆の生活や生きたまが記録されている。

(3) 前出、久場あるいは岡本・松崎、羽賀しげ子「不知火記」一九八五。

(4) 日窒の発展については、日本窒素肥料事業大観「一九三七などのほかに、日本窒素史への証言」編集委員会編「日本窒素史への証言」一九七七一—一九九二、小林英夫「大東亜共栄圏」の形成と崩壊「一九七五、下村政弘「日本化学工業史論」一九八二、大塚武「日窒コンツェルンの研究」一九八九などの著作を参照。とくに「日本窒素史への証言」はチッソ退職者鎌田正二を中心に、一九七七年以来正編三〇冊、一九九二までに続編一五冊出され、日窒関係者を中心に延べ二〇〇人の聞き取りはレポートなどの形で一冊に四—五編収録され、計六、五〇〇頁の証言を収録している。

- (5) 水俣工場の初期労働の実態については、前出、久場あるいは岡本・松崎のほかに、水俣病第一次訴訟における新日窒労組「水俣病裁判における水俣工場第一組合労働者の証言」一九七二に詳しい。また鬼塚巖「おるが水俣」一九八六、岡本達明「合成化学労働の初期形態について」化学史研究一九九〇を参照。
- (6) 日本硫酸工業協会「硫酸工業労働の実態」一九五六。
- (7) 色川大吉「不知火海民衆史」、色川編「水俣の啓示(下)」一九八三所収。
- (8) 船場正富「チソンと地域社会」宮本憲一編「公害都市の再生」一九七七所収、前出色川らの論文参照。

## 2 日本窒素肥料株式会社の発展—有機合成化学の展開

### 窒素肥料の重要性とアンモニア合成

第一次世界大戦前、世界各国は爆薬と化学肥料の成分である窒素を、ほとんどチリ硝石から得ていたが、その需要増大に伴って資源の枯渇が問題となっていた。そこで空气中に無尽蔵にある窒素を直接捕捉する「空中窒素の固定」、すなわちアンモニア合成法の発明とその工業化のために世界の化学者は競って研究を進めていた。チリ硝石や硫酸などを輸入に頼っていた日本も事情は同じで、いかに国内自給を計るかが国家や企業にとって大きな課題であった。

すでに一九一三年、野口はその著「工業上より見たる空中窒素固定法」で、硫酸の製造法について「石灰窒素法は譬えば蒸気船の如く、アンモニア合成法は航空船にも譬うべきものなり」と述べ、アンモニア工業についての先見性を示している。一九一四年、第一次世界大戦の勃発により硫酸の輸入が途絶したため価格が高騰し、日窒の生産は需要に追いつかないほどの好況となり、この大戦中に莫大な資本蓄積を果し新興の化学会社としての地歩を固めた。

ここで野口はいよいよアンモニア合成という夢の実現にとりかかると。野口は一九二一年外遊中に、イタリア人カザレーが新しいアンモニア合成法を發明したと聞いて訪ね、まだ実験段階の「カザレー式アンモニア合成

法」の特許実施権を一〇〇万円で購入した。野口は当時としては破格とされた大金でこの技術の将来性に賭けたと言えよう。一九二三年、社内の反対を押し切って宮崎県延岡でカザレー式アンモニア合成にとりかかり、直接硫酸に作用させて硫酸を製造しはじめた。その実績を踏まえて三年後には、水俣に三倍規模のカザレー式アンモニア合成工場を建設した。硫酸の合成に続いて延岡では火薬工場も建設されたが、いずれものちに朝鮮の興南コンビナートで大規模に生産されることになる。日窒の発展の核となったアンモニア工業は、高温高圧で触媒を使用する代表的な重化学工業であり日本の化学工業史のなかで重要なエポックを画した。

この頃の日窒の発展を資本の面からみると、一九〇六年には資本金二〇万円が出発したが、日窒設立時に一〇〇万円、一九一〇年倍額に増資、一九一二年さらに倍額増資して四〇〇万円となり、一九一五年に一、〇〇〇万円、さらに第一次世界大戦で硫酸が高騰した一九二〇年には二、二〇〇万円となった。この時、株主には一〇割四分の高配当をし、社員は、全員金時計を下げた。一九二六年には日窒は、年産約七万トンの合成硫酸を製造し、日本の全生産量の五〇パーセント以上のシェアを占めた。こうして日窒は、名実ともに日本有数の肥料会社となり、硫酸製造界に確固たる地位を築き上げた。

### アセチレン有機合成化学へ

#### ①アセチレン有機合成化学の展開

一九二三年、日窒は硫酸の製造を石灰窒素法からアンモニア合成法に転換したため、カーバイドは原料として不要となった。一九二五年からそのカーバイドを利用して、アセチレンを出発点とした有機合成の研究を始めた。当時有機合成の分野では、その特許のほとんどがドイツの化学工業会社に握られていた。アセチレン有機合成化学の要に位置するアセトアルデヒド・酢酸の製造法も例外ではなく、日窒は特許資料から得られる乏しい情報を頼りに工業化の道を探り続けた。七年後、一九三二年橋本彦七をチ

ーフとする研究スタッフは、ついにアセトアルデヒド酢酸製造技術を自力で作り上げた。以後、水俣工場はアセトアルデヒドを中間原料として酢酸、さらに無水酢酸、酢酸ビニール、酢酸繊維素、酢酸エチル、アセトン、ブタノールなどをつぎつぎと製品化した。また一九四一年には、日本で初めてアセチレンから塩化ビニールを合成することにも成功した。

このように、水俣工場はアセチレン有機合成化学の開発工場であり、戦前の日本化学工業界の技術をリードする存在であった。日窒は、水俣工場が開発されたこれらの技術を使って、朝鮮咸鏡南道に建設された興南工場を中心とする、東洋一の電気化学コンビナートを作り上げた。

## ②アセトアルデヒド工程の特徴

当時、アセトアルデヒドを合成する方法は大きく分けて二種類あった。

一つは、反応液にアセチレンガスを過剰に吹き込んでアセトアルデヒドを合成するガス循環方式、いわゆる「過剰アセチレン法」で、もう一つは、多量の反応液を循環させアセチレンを吹き込みアセトアルデヒドを合成する「反応液循環法」である。

日窒が開発した技術は、「反応液循環法」であり、日窒法または「母液循環法」と呼ばれた。すなわち一五、二五パーセントの硫酸溶液に触媒水銀と助触媒の二酸化マンガンを（一九五一年からは酸化鉄）を溶かしこんだ反応液（水俣工場では母液と称した）を、ポンプで循環させながら反応器（同じく生成器と称した）の中にアセチレンを吹き込むと水と反応しアセトアルデヒドが生成する。母液に生じたアセトアルデヒドは蒸発器（分溜器と称した）で蒸発させ精溜塔で二度純化して製品化した。アルデヒドを取り出したあと母液は酸化槽で触媒水銀を酸化したり補ったりして再び生成器へ戻し連続的に運転するシステムだった。

水俣工場では一九三二年から一九六八年まで三六年間、基本的には変わることなくこの母液循環法でアセトアルデヒドが生産された。一九三二年、一期アセトアルデヒド酢酸設備（水俣工場ではアセトアルデヒド合成設備と酢酸合成設備をセットにして建設し、設置した順に一期、二期、……と称した）で

アセトアルデヒド生産実績二五九トンで出発し、一九三三年から三七年にかけて五期設備まで矢つぎ早やに増設し、技術的難点を改良しながら安定した生産を達成した。一九四〇年には九、一五九トンの生産実績を上げ大戦前のピークに達した。戦争中の爆撃のため一時生産はストップしたが、戦後は二、二六三トンから徐々に生産を上げ、一九五五年には一〇、六三三トンに達し、戦前の最高であった一九四〇年の生産量を上回った。

この間水俣工場では、機器や反応条件などについて種々の改良がなされ、生産性の向上がはかられた（9）。一九五一年から一九五六年にかけてなされた技術改良によって、生産量は大幅に増大したが、この一連の技術改良は、水俣病発生との関連で見逃すことはできない。その改良とは、（一）助触媒を二酸化マンガンを酸化鉄に変え、（二）従来の常圧式の開放システムから半ば密閉化した減圧システムに改め温度・圧力などの反応条件を更し、（三）アセチレンの吹き込み量を大幅に増量することであり、その結果、設備規模はそのままで生産量を数倍にすることに成功した。

このような技術改良と新たな設備の増設によってアセトアルデヒドの生産量は一九五一年六、〇〇〇トンレベルから、一九五五年には一〇、〇〇〇トンを越え、一九五六年には一五、九一九トン、生産量がピークとなった一九六〇年には実に四五、二四五トンとなり、十年たらずの間に七倍の生産量を達成した。

ところでドイツのコンソルティウム社がアセトアルデヒドの工業化に成功したのは一九二二年であるが、すでに一九三〇年にはスイスの労働衛生医学者ツァンガーがアセトアルデヒドの生成時に副成する有機水銀によって中毒患者が発生したことを報告し、職場内での予防策を提言していた。さらに三年後、ドイツのバーダーとホルシュタインはアセトアルデヒド工場での有機水銀中毒症の症状を具体的に記述し、それがメチル水銀・エチル水銀によるものであることを指摘した。すなわち、アセトアルデヒドの生成とともに有機水銀が副成することは早くから知られていた。ドイツの生産方式（過剰アセチレン法）のみならず、日窒の母液循環方式でもメチル

水銀は副成していた。先に述べた生産効率をあげるためになされた水俣工場の新技術による「改良」が、実はメチル水銀の副成をも飛躍的に増大させていたのである。さらにアセトアルデヒドの生産が増すにつれて、水俣工場から水俣湾に流れこむメチル水銀の量が増したことは言うまでもない。

### ③塩化ビニール工程の特徴

水俣工場のアセチレンを出発点とする有機合成部門で、アセトアルデヒド・酢酸とならんで重要な製品は塩化ビニールである。世界で初めて塩化ビニールを工業化したのは、一九三五年ドイツのイー・ゲー・ファルベン(G. Farben)であるが、日窒では一九三七年末から研究をはじめ、塩化ビニールモノマー合成の反応様式、触媒、低温凝集、精製、重合などの技術的課題を次々と解決し、一九四一年日本で初めて工業化に成功した。のちにこの技術は世界的水準と評価されたが、このプロセスでも触媒に水銀昇承が使われており、アセトアルデヒド工程にくらべれば微量だが、やはりメチル水銀が副成していた。

### 植民地朝鮮への進出と日窒コンツェルンの形成

一九一〇年、日本は中国大陸進出の足がかりとして韓国を併合して植民地とし、朝鮮総督府を置いて朝鮮人民を支配した。総督府の保護のもとに日本から多くの企業が軍需産業として進出した。そのような状況の中で、朝鮮半島の大河赴戦江の電源開発に着目した土木技術者森田一雄と久保田豊の勧めにより、野口は早速その開発にとりかかった。当時日本国内の電力開発は五大電力会社に抑えられ、国内での大きな飛躍は望めない状況にあった。しかも国内で硫安一トン当たり一銭とされた電力価格が、赴戦江を開発すれば二〇分の一以下にできると見積られた。赴戦江の水利権を既にかけていた三菱との間でトラブルもあったが、一九二五年六月、朝鮮総督府は日窒に赴戦江の開発を許可し、さらに植民地経営の確立のために、生産した肥料の半分は朝鮮内に供給することなどを条件として興南工場の建設も認めた。

以後、朝鮮総督府の庇護のもとに、日窒は赴戦江周辺山岳地帯では火田民(焼畑農業民)を追い払い、興南では警察権力の後楯で強圧的に用地買収を進めた。さらに代替地や金銭賠償についての約束を履行しないなど不法な手段でダムや工場の建設を進め、当時総合化学工場としては東洋一の規模の興南工場を建設した。赴戦江の電源開発は、東シナ海側に流れていた水を山を掘削して日本海側に導くという大工事であったが、ダムおよびトンネルを作る工事は劣悪かつ危険な条件の下に強行された。そのため朝鮮人や中国人の労働者に多数の犠牲者を出した。

一九三〇年、赴戦江発電所からの送電が可能となり朝鮮窒素肥料株式会社(以下「朝窒」と略)は操業を開始した。つづいて、長津江、虚川江および鴨緑江本流の電力開発を次々に手掛けた。とくに鴨緑江本流に建設された水豊ダムは、一九四五年五月時には二一五万キロワットの出力を誇り、当時満州と呼んで日本が支配下においていた中国東北部と朝鮮にそれぞれ一九九万キロワット、九六万キロワットを供給した。第二次世界大戦終了時に朝窒が消費した電力は、約二四〇万キロワットに達した。

これらの電源開発を基盤に、当時東洋一の規模を誇った電力・化学コンビナートが作り上げられた。その中心興南工場は、敷地一、九八〇平方キロメートル、従業員数は四万五千人を数えた。それに隣接して、本宮工場・龍興工場がつらなり、また咸鏡北道産の石炭を利用する目的で建設された阿吾地工場や永安工場など、北部朝鮮にネットワークを形成した。肥料などの無機合成品だけでなく、水俣工場が開発された独自の技術を生かして、植民地朝鮮で数々の有機合成品を大規模生産した。設備能力では、世界一の規模を誇る水電解工場や世界第三位のアンモニア合成工場、日本一の規模の硫酸工場、硫安工場、硬化油・グリセリン・脂肪酸・石鹼などを製造する油脂工場、ダイナマイト・黒色火薬・導火線・雷管などを製造する火薬工場、カーバイド工場、マグネシウム工場、人造宝石工場、メタノール合成工場、石炭直接液化工場、および付属の工作工場や私設の埠頭設備その他があった。これらの工場群は、数多くの自家消費する中間製品も

含め、肥料、油脂、火薬、有機化学合成品、貴金属その他の生産品目は多種多量に及んだ。

アメリカのTVAにも比較されるこの大事業は、野口に率いられた三〇代の技術者を中心になぜか一〇年足らずで実現された。のちに社長となった白石宗城は、「時代の要請に応える強力な意欲と技術と資金が三位一体となって初めてこのことが成就した」と振り返っている。朝望は朝鮮総督府の庇護の下に発展したので、当然軍需産業の性格を持っていたが、十五年戦争の進展とともに軍部との協力関係はいよいよ強まった。海軍と共同で航空燃料イソオクタンを開発したが、アセトアルデヒドを原料に複雑な過程をたどって生産するその技術は、戦後オクタノール製造に生かされることとなる。さらに国家に役に立つ事業として野口が考えた石炭直接液化事業や、火薬類の製造など軍需を賄うのに力を尽くした。

日窒はアセチレン有機合成化学会社としてその地位を確立するに伴い、次々と子会社を設立し、一九三〇年頃には傘下に子会社一〇社を有する日窒コンツェルンとなった。さらに一九四〇年頃には、三〇余の子会社を持つまでに成長し、森、日産、日曹と並んで新興コンツェルンの代表と目され、三菱、住友、三井の旧財閥系コンツェルンに対抗する勢力にまでなった。

#### 日窒コンツェルンの崩壊と戦後の再出発

一九四五年三月から七月末にかけて、水俣工場は数回にわたる爆撃で壊滅的な被害をうけた。敗戦後、日窒はGHQによる財閥解体の対象となり、延岡工場は分割されて旭化成株式会社として独立し、新たに一部社員が積水化学株式会社を設立し、日窒本体は水俣工場を唯一の工場として再出発した。同時に全体の八割におよぶ海外資産はすべて失われた。一九五〇年、企業再建整備法に基づき新日本窒素肥料株式会社(以下「新日窒」と略)と改称された。

戦後復興にあたって政府は肥料と石炭の生産に重点をおき、いわゆる傾

斜生産方式をとって助成した。水俣工場では、敗戦と同時に肥料部門の復旧がはじまり、一九四五年一〇月には硫酸、一二月にカーバイド、翌年二月酢酸、八月硝酸というように、いち早く生産が再開され、一九五〇年ごろには戦前の生産規模を回復した。一九五〇年代には、肥料などの無機合成品の利潤が低下したが、有機合成品は莫大な利潤をもたらした(17、19、20)。一九五〇年からの一〇年間に、先に述べたように、有機合成部門ではつぎつぎに技術の改良・刷新がなされ、設備も拡張された(21)。なかでもアセトアルデヒドと塩化ビニールは数年のうちに三・七倍の生産規模に達した。アセトアルデヒドの全国生産量のうちチソの生産量は一九五〇年当時二五パーセントを占め、業界第一であった。ちなみに水俣病が公式確認された一九五六年には、三二パーセントに達する。

ところで、塩化ビニールの成型に不可欠な可塑剤DOP(ジオクチル・フエタレート)はオクタノールから誘導されるが、当時オクタノールはほとんど輸入に頼るしかなく、しかもヤシ油を原料としたものが主で量が不足したため、塩化ビニールの需要の増加にともない、国内での工業化が強く望まれていた。水俣工場では戦前イソオクタンを生産した技術を応用し、一九五二年アセトアルデヒドからオクタノールを誘導・合成することに成功し、引きつづきDOPも製品化してたちまち市場を独占した。これは水俣工場における技術開発の戦後の代表例である。オクタノール、DOPともに需要を賄い切れない状態で増産に増産をかさねた。原料アセトアルデヒドがフル生産されたことは言うまでもない。さきに述べた工程の改良・刷新はそのためになされたものであった。新日窒は肥料などの無機部門の不況を補ってなお余りある有機部門の好況に支えられ(17、20、21)、戦後においても総合化学会社として確固たる地位を築いた。

(1) 化学工業史については、渡辺徳二編『日本化学工業発達史』一九六八、「戦後日本化学工業発達史」一九七三などを、日本の化学技術史については、飯島孝『日本の化学技術』一九八一を参照。

- (2) 飯島孝「わが国のアセチレン法アセトアルデヒド製造技術の発展―三」化学史研究、一九九〇。またチソンのアセトアルデヒド製造の実態、化学技術史および産業史的な観点からの詳しい検討は、飯島孝・岡本達明「水俣病原因工場の産業史・技術史(一)―(四)」岐阜経済大学論集二七(一)―二九(一)、一九九三―一九九五を参照。
- (3) 有馬澄雄「工場の運転実態からみた水俣病」、有馬編「水俣病―二〇年の研究と今日の課題」一九七九、所収。
- (4) H. Zangger, Erfahrungen über Quecksilbervergiftungen, Arch. f. Gewerbepath. u. Gewerbehyg., 1: 539, 1930.
- (5) E. W. Baader & E. Holstein: "Das Quecksilber, seine Gewinnung, technische Verwendung und Giftwirkung", Berlin, 1933.
- (6) Irukayama et al. Studies on the origin of causative agent of Minamata disease. III. Industrial wastes containing mercury compounds from Minamata factory, Kumamoto Medical J., 15(2): 57, 1962. 喜田村正次「Acetylene 接触加水反応に伴う副反応(一)」、メチル水銀の生成」日薬理誌、六三(四): 二二八、一九六七、瀬辺恵鏡ら「Acetylene 接触加水反応に伴う副反応(II)」日薬理誌、六三(四): 二四四、一九六七。このシリーズは第VII報まで報告されている。田島静子「メチル水銀化合物の生成に関する研究」熊本医学会誌、四四(一〇): 八七九、一九七〇を参照。
- (7) 入鹿山且朗ら「水俣工場アセトアルデヒド生産停止前後の水俣地方の水銀による汚染状況」熊本医学会誌、四三(一一): 九四六、一九六九。
- (8) 姜在彦編「朝鮮における日窒コンツェルン」一九八五、また松岡信夫「朝鮮窒素肥料株式会社 の体質と行動―四」自主講座二六号一九七二―一九七三、その他の論文参照。
- (9) 朝鮮電気事業史編集委員会「朝鮮電気事業史」、一九八一。
- (10) 田代三郎編「特集興南工場」、化学工場、一九五一年一月号。
- (11) 前出大塚らの著書参照。

### 3 漁業被害から水俣病へ

#### 水俣工場の廃棄物と汚染問題

有機化学合成工場は、危険性が高い。第一に、装置そのものが高い危険性をもち、爆発などを引き起こしやすい。第二に、生産工程で使用する原材料、中間製品、そして造り出された最終製品など、化学物質の多くは劇

毒物である。第三に、各工程から多種多様な有毒化学物質が廃棄物の形で排出される。以上の点から、操業するに当たっては安全管理システムを確立し、原材料の取扱いや装置運転についての安全教育を施し、廃棄物ではできるだけ系外に出さないようにし、工場外に放出する場合は環境汚染を防止するため無害化しなければならない。化学工業が早くから成立したイギリス、ドイツ、アメリカでは、化学工場の運転・管理上の安全性が配慮され、安全システムができていた。日本でも輸入された知識ながら、戦前から化学毒物の安全管理と廃水処理の必要性は科学者・工業技術者の間や行政の出版物などでも指摘されていた。

水俣工場も総合化学工場として日常的に危険性を持つ合成装置と原材料を取り扱うにもかかわらず、現場の労働者に対する安全教育は全くしてこなかった。多少とも考えはじめたのは一九六一年ごろからで、水俣病の発生が確認されてから五、六年後のことであった。

一九三〇年代、アセチレン有機合成化学工場として出発した頃の水俣工場では、とくに酢酸合成装置の設計に当たって爆発をどう防止するかがきわめて重要な課題であった。したがって経営者や設計技術者は爆発の危険性を十分に認識していたはずである。しかし製品化を急ぐあまり不完全なままの装置で運転を開始した。事故や故障が発生するとそのつど改良していくというやり方をとったため、一応安定した運転がなされるまで数年を要した。労働者の安全確保については、「自分の身は自分で守れ」式で、運転する本人に任せられた。事実、職工の採用に当たって「爆発するが、死んでもいいか」と聞き「いいです」と答えた者を採用したし、現場では酸を浴びるなどして服がボロボロになるため労働者は結局フンドシ姿で運転に当たり、有毒な粉塵・蒸気・ガス・反応液などを体にかぶりながら作業をするという実態だった。その結果、爆発や労働災害が頻発した。工場内部ですら、労働安全衛生に関して必要な配慮を欠いていた水俣工場では、工場廃棄物が外部の環境をいくら汚染してもまったく無頓着であった。

戦後にいたっても水俣工場は、労働基準監督署から再々注意されるほど

労働災害の多い工場であった。<sup>3</sup>内に労働災害を頻発させた工場は、外に向かつてさまざまな形の環境汚染を引き起こした。廃水、粉塵、有毒ガスの無処理放出が原因で早くから紛争が起きた。たとえば一九四九年、丸島排水路へ流された廃水で下手の農作物が枯死し、被害者が土のうで排水路を塞ぎ止めるという事件が起こっている。工場裏山の農作物も煤塵で枯死し、また一九五五年、降下煤塵の被害について丸島地区住民から市議会へ請願がなされた(28)。このような被害は恒常的に発生していたので、工場内部に被害額を算定する担当者が置かれていたほどであった。<sup>4</sup>

水俣工場の最大の汚染源は工場廃水であるが、その中には水俣病の原因物質となったメチル水銀だけでなく、重金属などさまざまな有害物質が含まれていた(II-84、126、III-94など参照)。肥料生産が主であった時代は石灰窒素からアンモニアを分離する際に生じる炭酸カルシウムや、硫酸・硫酸安工場などからの廃棄物が主であったが、アセトアルデヒド・酢酸をはじめ有機合成が主力になると、数多くの化学毒物が含まれるようになり、その危険性は格段に高くなった(II-82)。しかしながら水俣工場は、「冷却水を流す」程度の認識で(11)、危険な廃水を無処理のまま流しつづけた(16)。

#### アセトアルデヒド設備の廃水

ここで水俣病を引き起こしたアセトアルデヒド廃水がどんなものか見ておきたい。水俣工場の主要生産品であるアセトアルデヒドは、中間製品としてひとつづきの工程ですぐ酸化され酢酸に合成されることが多かった。そのため酢酸設備と呼び、担当は酢酸課酢酸係であった。

水俣工場で精ドレーンと呼ばれる精溜塔廃液はどのようにして出るか。  
①、生成器の母液中にアセチレンを吹き込むと水加反応によってアセトアルデヒドができる。その母液を分溜器に送り、アセトアルデヒドと水を蒸発させる。②、アセトアルデヒドと水の混合ガスは精溜塔に送り、水を分離流出させる(温度が一〇〇度以下になると水蒸気は水になる)。これが精溜塔廃液II精ドレーンである。蒸留水にはほぼ等しいが、母液の中に副成した

メチル水銀が混じっている。③、水分が除かれたガスは、中間コンデンサー(第一と第二精溜塔の間にある冷却装置)でさらに温度を下げて第二精溜塔に送る。そこで微妙な温度調節によって、液状のアセトアルデヒド(沸点二〇・八度にする)④、中間コンデンサーは、千本以上の細い鉄の管の中に水を循環させ、その間を通るガスを冷却する仕組みになっている。ガスは酸化が進んで酢酸になったものも含んで強酸性であったから、細管は腐食して孔があき冷却水が漏れだすのが常であった。漏れ出した冷却水は先の精ドレーンと一緒に排出了したので、ひっくり返るめて精ドレーンと呼ばれた。⑤、コンデンサーからの漏出があまりひどくなると、密閉状態の工程全体の圧力が変わってアセトアルデヒドの溜出が止まってしまうことがあった。その時は運転を止め孔があいた細管を取り替えた。また定期修理と称し、そうなる前に運転を停止して、腐食の進んだ細管をあらかじめ取り替えることもした。工場の稟議書(III-67)をみると、中間コンデンサーチューブが頻繁に漏出を起こしていたことがわかる。

以上の廃水だけなら、酢酸設備の排水は見た目はあまり汚くない。しかし、アルデヒド設備からは精ドレーン以外にもさまざまな廃水が常時出ている。「見た目にもいちばん汚く臭いもひどい」状態になる。その第一は母液で、運転中いつも吹きこぼれていた。また成分を分析する時、硝酸で酸化するとき、生成器にたまった金属水銀をコックをあけて取り出す時などに流れ出た。さらには、母液が劣化してアセトアルデヒドの生成が思わしくなくなると排水溝におちまけて、新しく入れ替えるのが常であったという。母液以外にも、一日三回交替時に作業員が床を洗った水、装置の定期解体時の洗浄水、母液酸化設備のタンク類を洗った水などが排出された(II-75)。元酢酸係の椎野吉之助の証言によれば、通常の排水量は、精ドレーンが時間量で九一二五立法メートル、その他が一日あたり約八八立法メートルだったという。

## 漁業紛争にみる漁協と水俣工場

環境汚染をめぐる漁民と水俣工場との紛争は、すでに大正時代、一九二〇年代から起こっており、水俣病発生以前に少なくとも記録に四回とどめられている。

## ①漁協の対応

水俣工場が作成した「水俣における漁業補償の沿革」(II-98)は加害者側の記録だが、これを丁寧に読むと工場が発展するに従い水俣湾周辺海域の汚染が徐々に深刻化していったことがわかる。漁場汚染のため窮乏した漁業組合員が漁協幹部を突き上げ、水俣工場に補償要求するよう何度も主張したことが知られる。しかしこれらの声はなかなか取り上げられず、表面化しなかった。

たとえば一九二〇年代の紛争で、漁協は補償要求を取り下げ法廷でも争わないと一札を入れ、「当今……真に困窮し」ているので寄付をお願いする、という形で和解した。しかも永久に苦情を申し立てないということまで約束している(1)。戦後、法改正に伴う国の漁業権買い上げで一時的にのいだものの、その後も赤字経営が続いた(2)。一九五一年、漁協は赤字補填のため日笠から五〇万円借りたが、その見返りとして地先海面の一部について漁業権を放棄し、工場廃棄物による埋め立てを認めさせられた。

こうした漁業紛争の処理において、漁協組合長の果たした役割は無視できない。水俣漁協の歴代の組合長は漁業関係者ではなく町の有力者であった。たとえば戦前の組合長のひとりであった深水吉毅は、水俣の大地主で町長でもあった。また、戦後の組合長淵上末記は、山林事業者で市議会議員(のち市議会議長)であった。漁民でない町の有力者を組合長にすえる理由は、対外的な顔として必要なことと内輪もめを避けることであった。しかし水俣湾の漁場汚染問題の場合、組合長は水俣工場の意を体し、むしろ組合員を説得する側にまわった。一九四三年の被害交渉の際、組合長深水は交渉の当事者であると同時に町長として立会人でもあるという奇妙な立場に立ち、結局、交渉は水俣工場の重要性のみが強調されて終わった(6)。

一九五四年の覚書き締結の際も、組合長淵上は水俣工場幹部との間でいわゆるボス交渉を行い、組合員の強硬意見を抑え込んだ(12)。

## ②水俣工場の対応

水俣工場と漁協の間の漁場汚染紛争は、工場の生産量が増大するにつれて激しくなった。一九二〇年代に起こった最初の漁業紛争は、カザレー式アンモニア合成の新工場が完成し合成硫酸が生産されるようになって、その廃水を水俣湾の最深部に流したために起こった。漁協は、「流出スル排水貯蔵残渣及埋立地等カ……沿岸ニ於ケル漁獲」に影響があるとして、水俣工場に補償要求した。工場は「影響ノ有無及ヒ……損害ノ程度ノ調査モ致難」として拒絶し、数年が経過した。その後、一九二五年に至り、工場側から海面埋立てを持ち出し、ようやく見舞金を支払った(1)。

一九四三年、アセトアルデヒドの生産量が戦前のピークに達した翌年、二回目の漁業補償要求が漁協から出された。ちなみに一九四二年の生産量は八、四八〇トンであり、水俣病の最初の急性発症患者が出たとされる一九五三年の生産量六、五九二トンを上回っていた。このときは、工場は要求を逆手にとって、一五万円余の補償と引き換えに漁協に地先漁業権を放棄させ埋立地を確保し、永久に補償要求をしないという示談書を取り交わした(6)。

戦後の漁業紛争も似かよった経過と結果を見せている。すなわち、漁協側はわずかな見舞金と引き換えに、工場に廃棄物捨て場として海面を譲り渡すことになった。時として、埋立用の海面を得るために水俣工場から紛争をしかけたかに見えることさえある(7、8)。

日笠は水俣湾周辺海域を廃棄物捨て場ないし埋め立て用地としか考えていなかったが、漁業紛争における対応ぶりは傍若無人そのものといつてよい。

すなわち、(イ)まず廃水・廃棄物によって漁場を使えなくし、補償要求を逆手にとつてわずかな涙金で漁場を放棄させる。(ロ)工場側が埋め立てを必要とする時のみ交渉に応じ、それ以外のときは補償要求をつっぱねる。

(イ) そのつど工場は永久示談条項、「今後の漁業被害については責任を問わない」という一項を入れさせる。(ニ) 漁協内部の強硬意見は組合長や市の有力者を通じて抑えさせる、などである。

また漁民を屈伏させるための大義名分ないし殺し文句として、戦前には「国家の存立上緊要なる地位」、戦後には「水俣市の繁栄のため」などが用いられた。同時に交渉には、町長や警察署長を立ち会わせるなど、権力機構も最大限利用した(6)。

### ③ 行政の対応

汚染による漁場被害が深刻であり漁民の生活が侵害され、また地域住民が水俣工場の廃棄物によってさまざまに被害をこうむっていた時、行政機関の対応はどのようであつたらうか。

降下煤塵の被害について、丸島地区住民から市議会に請願がなされたが、対策が取られた形跡はない(28)。

水俣病発生以前に熊本県が水俣工場環境汚染に関して調査したことがただ一度だけあつた。一九五二年、水俣市漁協が排水による漁業被害を再三訴えたことから、県はようやく重い腰を上げ、まず県水産課が水俣工場に排水について報告を求め(21)、さらに三好礼治水産係長が現地調査におもむいた。三好は水俣工場に排水の性状や処理方法について説明を求めたが、「排水はあまり害がない」と言うばかりで要領を得ず、協力的ではなかつた。三好は結論として「漁業被害は水俣工場からの直接の排水の被害と、長年月に累積された被害と考えるべき」だと指摘し、「排水に対しては必要によつては分析し成分を明確にして置くことが望ましい」と復命したが(22)、何の対策も講じられなかつた。この三好報告が生かされて行政がしかるべき手を打ち、水俣工場が従つていけば、その後の水俣病被害は様相を変えていたであらう。

### 環境異変の発生

敗戦直後の頃から、百間港最奥部の水俣工場排水口付近に船を係留して

置くと、カキなどがつかないことに水俣湾周辺の漁師は気付いていた。数年経つて湾内の海藻類が枯死漂流し、スズキなどの魚が浮きはじめて、手で捕まえることができるようになった。

一九五一年〜五二年ごろになると、汚染はますますひどくなって多量の海藻や魚が漂流し、カキ、アサリ、ビナなど貝類が斃死して口を開き腐臭が漂つた。前に述べた県水産課の調査が行われたのはこの頃である。のちに患者多発地区となる湯堂や月の浦などでカラスやアメドリなどが落ちるようになる。このころから湾周辺漁村部落で猫や豚が狂い死にじはじめた。

一九五三〜五四年には、被害は水俣湾内から湾外へと広がつていった。魚の浮上・斃死がますます増え、一〇数年ぶりに育つた烏貝も海岸から一、〇〇〇メートル以内のものは死滅して漁獲がなかつた。のちになされた水俣市の調査によると、一九五〇〜五三年の平均漁獲量が一二万貫余であつたのが、一九五四年約七万五千貫、一九五五年約四万五千貫、一九五六年二万五千貫余と激減した(II-163)。

一九五四年になると、水俣湾周辺漁村のほとんどの猫が死に絶え、よそから貰つてきても育たなくなつた。そのためネズミが増え漁網が食い荒らされて困るのでなんとかして欲しいと、漁民が行政当局に陳情したのもこの頃である。一九五五年以降は、魚の浮上は湯ノ尻方面でもみられた。そこでも貝や海藻は死滅して海岸は腐臭で鼻を突くようになり、鳥や猫が舞い狂う現象も見られるようになった。工場排水による汚染が水俣湾内から湾外へと広がり、漁獲量が激減したことは、だれの目にも明らかになつた。漁民たちはこれらの異変の原因は水俣工場の排水にあると確信していた。

一九五三年の暮れごろから異常事態は住民にも及び、「猫踊り病」とそっくりな症状を呈する激症の水俣病患者が見られるようになった。一九五四年には、水俣工場附属病院の細川一院長は、臨床医として豊富な経験をもつても診断のつかない、奇妙で悲惨な中枢神経系疾患患者について考えあぐねていた。同じころ、水俣の開業医たちも何人もの奇病患者を診察するようになる。一九五五年になると、二人の患者が手足のしびれ、ふ

らつき、足がもつれ、うまく喋れないなどの症状を訴え、地元の病院で診断がつかず、熊本大学附属病院に検査入院した。

このように水俣湾周辺漁村部落では、のちに奇病と呼ばれる重症の患者が、つぎつぎと発生していたのである。水俣工場排水による汚染の影響は、まず漁業被害という形で表面化し、やがて人間の発症へと進行し、一九五六年五月一日、公式に水俣病の存在が確認されるに至った。水俣病の歴史の幕開きである。

(有馬澄雄)

(1) 化学毒物の毒性とその取扱に関する予防対策に関しては、農商務省「金属中毒の予防注意書」一九一九、内務省社会局「有害工業解説その一」一九二四、同「有害工業解説その二」一九二六などがある。廃水処理法に関しては柴田三郎「工業廃水」一九四三などの著作。職業病とその対策については、鯉沼亦吾「職業病と工業中毒」一九三八などを参照。わが国では職業病としての無機水銀中毒は、遅くとも一八八九年ごろから専門誌に数多く発表されている。

(2) 丁通明証言など。前出新日空労組「労働者の証言」、また岡本・松崎の前掲書を参照。

(3) 水俣病研究会「水俣病にたいする企業の責任」一九七〇。

(4) 久場五九郎「水俣工場労働者史(2)」一九七三。

(5) 田中トクノ「主人の追憶」、水俣病研究会編「認定制度への挑戦」一九七二所収。

(6) 渡辺栄蔵の証言。土本典昭「逆境のなかの記録」一九七六所収。

(7) 有馬澄雄「細川一論ノート(3)水俣病の発見」、「暗河」第九号、一九七五所収。原田正純「水俣病」一九七二、同「水俣・もうひとつのカルテ」一九八九などを参照。

(8) 最首悟編「出月私記―浜元二徳語り」一九八九、熊本大学医学部水俣病研究班「水俣病―有機水銀中毒に関する研究」一九六六。

(本文中の(9)(18)などは第I編の資料番号を示し、(II-82)(II-163)などは第II編の資料番号を示す)

第Ⅱ編

事件発生から見舞金契約締結まで  
(一九五六年五月—一九五九年二月)

はじめに

一九五六年五月に水俣病の集団的発生が公式に確認されてから一九五九年一二月の見舞金契約の締結に至るこの三年八カ月の期間は、その後の四〇年に及ぶ水俣病事件史の縮図ともいふべき時期であり、およそ水俣病について問われるべきほとんどすべての問題が凝縮された形で表れた時期である。水俣病確認後のきわめて早い時期に、被害漁民は、何が問題であり、それを解決するためにチツソと行政が何をなすべきかを明確に提示していった。それは、無害だという確証のない限り工場廃水は排出してはならないという、今日の視点からみてもきわめて正鵠を射た問題提起であった。しかしながら、チツソと行政は、工場の操業を止めないために、原因は解明されていないという口実で、被害者から提起された問題を真摯に受けとめず、排水の停止、漁獲の禁止など、とるべき対策をなんらとらなかつた。そして、有機水銀説が出るに及んで、すべてを補償処理の問題に転化させ、加害責任を不問に付したまま政治的に処理して終つた。

この時期の事件の展開は、おおよそ以下の三つの段階に分けることができる。

①一九五六年五月―一九五七年夏

水俣病の集団発生が公式に確認され、その実態把握と原因解明に向けて、すばやい対応がなされ、原因が魚介類を媒介とした重金属であり、それが

うと画策した。加えて、行政も漁獲禁止措置を回避したために、さらに被害を継続・拡大させてしまった。

②一九五七年夏―一九五九年六月

漁獲禁止の要求はしりぞけられ、工場は排水を流し続けた。「奇病」の恐怖から湾内魚介類の摂食が自粛されたために、患者の発生は一時止まったかに見えたが、収入の途を絶たれ漁民の生活は窮乏した。

熊本大学研究班の原因究明は手探り状態が続いたが、一九五八年七月までに、マンガン・セレン・タリウム等の三物質のいずれか、あるいはその二、三が複合して水俣病を発生させており、それらの物質の出所は水俣工場だという見解に達していた。厚生科学研究班もおなじ見方をしており、厚生省がそれを発表するとチツソと通産省は猛烈に反論した。こうしたなか、チツソは、アセトアルデヒド排水の排出先を水俣湾から水俣川河口に変えた。そのため、河口方面に新患者が発生しさらに被害地域が拡大していった。食品衛生調査会水俣食中毒特別部会が設置され、原因究明にようやく国が本格的に取り組み始めた。その過程で、熊本大学研究班では、有機水銀に的を絞つていった。

③一九五九年七月―一二月

原因物質が有機水銀であることが解明され因果関係の確定が大詰りになったために、その前に事件を政治的に決着させようと、チツソと行政によってさまざまな画策が行われた。通産省は、水銀説に異を唱え、厚生省は食品衛生調査会の答申に工場との関連を明記させず、答申と同時に水俣食中毒特別部会を解散した。継続する汚染によって極限状態まで追いつめられた患者、漁民は、排水の停止と被害補償を要求して実力行使にまで立ち上がったが、依然としてチツソは「原因未確定」として強硬な態度を取り

続け、行政もそれを擁護して、汚染防止のための排水規制も被害の原因・責任関係もあいまいにしたまま、すべての問題を補償問題に転化させ、それを低額の漁業補償と患者見舞金で処理することによって、水俣病事件そのものを封じ込めてしまった。

### 1 水俣病の確認……漁民、工場排水停止を要求

(一九五六年五月—一九五七年夏)

#### 水俣病の公的確認

前史でみたように、一九五〇年前後から、水俣湾では魚が浮いたり貝が口を開けて悪臭を放つなどの異変が現れ始めた。年を追うにつれて、そうした海の異常はいっそう顕著になり、代表的な漁であったボラやイワシ漁などをはじめとして漁獲は著しく減少し始めていた。一九五三年頃になると、湾周辺で猫が踊り狂って海に飛び込んだり、海鳥やカラスが舞い落ちるなどの異常現象が目立ちはじめた。そして、その頃には既に、人の水俣病も発生していた。手足がしびれ、足元がふらつき、言葉がもつれ、目が見えなくなったり、歩けなくなったりして、あげくには犬が吠えるような叫び声を発しながら、烈しい痙攣を繰り返して死に至った。地元の医者たちは、原因がわからないまま、脳炎や梅毒あるいは直接の死因である肺炎などとカルテに記した。

当時水俣地域でもっとも施設が整っていたチツソ水俣工場の附属病院にもそのような患者が連れてこられ、医師たちの首をかしげさせていた。ところが、一九五六年四月に入って、同じ家族の子供が相次いで入院したため、担当した小児科の野田兼喜医師が細川一院長に相談、ただならぬ事態と判断した細川は、五月一日、同医師を水俣保健所に走らせた。知らせを受けた伊藤蓮雄水俣保健所長は、三日後、附属病院に駆けつけ「目をそむけるような激烈な症状」(新潟水俣病訴訟証言)を診て、その後直ちに県衛生部長に報告(215)、やがて厚生省にも連絡され(216)、こうして、水俣病の存

在がようやく公的に確認されたのである。また同月八日には、新聞報道で一般にも知られるところとなった。

#### 実態把握と患者の隔離

奇病に直面した水俣現地では、五月二十八日に市と医師会・保健所・新日窒附属病院・市立病院の五者からなる水俣市奇病対策委員会(一九五七・二一九奇病研究委)と改称が急きよ組織され、病気の实態把握と患者への対策が精力的に始められた(362)。患者発生地区の調査と開業医のカルテの点検などによって次々に患者が発見された。七月になって緊急措置として、伊藤保健所長の判断でさしあたり疑似日本脳炎として市の隔離病舎に収容された。それとともに、多発地区では消毒が繰り返された。のちに伝染性の疾患ではないことがはつきりするが、そうした行政の対策が一面では住民の病気に対する不安や恐れをいっそう高じさせ、患者家族を忌避・孤立化させるという不幸な事態を生み出す一因ともなってしまった。奇病が出た家の者は共同井戸を使わせてもらえず、子供も仲間外れにされ、雨戸を閉めて一家で閉じこもるといったような生活を余儀なくされた。患者家族のそうした孤立と抑圧された状態は、その後もかたちを変えて続くことになる。やがて奇病と湾内魚介類そしてチツソの工場排水との関係が取りざたされるようになると、魚介類の売れ行きへの不安から患者として名乗り出るのを押し止められたり、患者は腐った魚を食ったからだといった中傷までもなされるようになった。そのため、奇病に侵されながらも患者として名乗り出ることなためらわれた。こうして、患者家族は当初から、悲惨な症状に加えそれまで慣れ親しんできた近隣・知人などの社会関係からも切り離されるといふ苦痛を経験させられたのである。

#### 本体は重金属中毒、工場排水に着目

水俣市奇病対策委員会による調査は、細川によって八月二九日付けで最初の医学報告書としてまとめられた(363)。これによると患者の発症は一九

五三年までさかのほつて確認され、しかも地域的には漁村地区に集中的に発生していることが明らかになった。それより先、八月三日に熊本県から原因究明を依頼されていた熊本大学は水俣病医学研究班を組織、同研究班は同月二四日に奇病対策委員会との会合を現地で開き、本格的な原因究明を開始した。この最初の疫学的・臨床的調査は、症状の整理や猫の水俣病の発見なども含めて、水俣病の実態解明と原因究明の手がかりとなる貴重な第一歩を記すものとなった。同研究班は、一月三日に第一回の研究報告会を開催して(36)、地域的に集中して発生はしているものの伝染性疾患の疑いを否定し、むしろ原因はある種の重金属による中毒とりわけマンガンの疑いを最も疑わしく、人体への侵入は主として魚介類によることを明らかにした。そして、汚染源として工場排水が考えられると指摘した。マンガンを疑ったのは、病理や臨床面から大脳核の変化や錘体外路症状が著明であったからであるが、分析してみると湾内の泥土や魚介類や猫から多量のマンガンが検出された。ついで、一月二五日、熊本大学研究班と奇病対策委は、研究の主力を中毒説に置き工場排水との関連に焦点を絞っていくことを再確認した。一方、事態を重視した厚生省は、予備費を支出して厚生科学研究班を組織して、国立公衆衛生院の松田心一疫学部長と宮入正人技官を一月二七日から一週間現地に派遣したが、その調査結果も、熊本大学研究班の見解と同じ結論に達した。

### 漁獲禁止措置の回避

中毒物質が魚介類を媒介していることが明らかにされた段階で、行政としては、まず汚染された魚介類の漁獲および摂食禁止措置を緊急に実施することが必要だった。一九五六年一月の第一回の熊本大学研究班の報告会で、有毒物質を含んだ魚介類が介在しているとされ、翌年、一月の厚生省の厚生科学研究班の第一回報告会でもそのことが確認された。二月の熊本大学研究班報告会ではさらに一步踏み込んで、水俣湾内の漁獲禁止が必要との結論が出された。しかも、この年の四月以降には、伊藤水俣保健

所長が、湾内の魚介類で実験的に猫を発症させその有毒性を科学的に証明したにもかかわらず、行政はなお漁獲禁止のための措置を講じようとはしなかった。伊藤の実験では、短いもので一週間前後、長いものでも四〇日以内に猫が発症したほど魚介類の毒性の程度はすさまじかった。この実験が行われていた頃、水俣市の北隣の津奈木の漁民が水俣湾で漁獲したイワシを庭先に干したところ、それを喰った猫が翌日つぎつぎに発症したという鬼気迫る報告も県に寄せられていた(228)。しかしながら熊本県は、研究者の警告やこうした事実を真摯に受けとめようとはせず、漁民に対して操業・販売の自粛を要望しただけで徹底した漁獲の禁止措置を取ろうとはしなかった。もつとも、熊本県は、熊本大学研究班が漁獲禁止の必要性を指摘した二月の時点で、一応、食品衛生法を適用して魚介類の販売及びそのための採取の禁止措置をとることを検討したが、原因物質が未確定のためその適用は困難として自粛を要請するに止めてしまったのである。

そのため、その後も水俣市漁協と熊本県との間では漁獲禁止をめぐって折衝が繰り返されることになり、しかも、一方で住民の不安も一段と大きくなってきたために、県は再度、食品衛生法の適用を検討せざるを得なくなり八月半ばに厚生省に照会した。しかし、これに対して厚生省が、「湾内のすべての魚介類が有毒化しているという根拠がないため法の適用は困難(35)」との方針を最終的に伝えてきたため結局断念してしまった。この段階に至っても、有毒魚介類の漁獲・摂食を禁止せず被害を拡大させてしまった厚生省の責任はきわめて重大であるといえよう。かつて浜名湖でアサリの食中毒事件が起こった際、静岡県は同法を適用して一定区域についてアサリ漁を禁止したが、厚生省はならん異議をさしはさまなかった。原因物質が何であり、すべてのアサリが有毒であるかどうかなどは問わなかったのである。

ところが水俣では、厚生省は同法を適用させようとはしなかった。それは、単に漁業補償の負担を逃れようとしたというだけでなく、漁獲・販売禁止措置をとることによって、別の意味で事態の重大性が浮き彫りになる

ことを恐れたためではないかと考えられる。広い範囲に及ぶ漁獲禁止といった異常事態がもたらす社会的影響を強く危惧したからだと言えよう。法的な禁止措置をとれば、水俣湾の魚介類を汚染している工場排水に当然目が向けられることになるからである。その意味で、この時点での漁獲禁止に関して厚生省がとった態度は、水俣病事件の帰趨を決した岐路に位置していたといえるであろう。

こうした状況のもとで、市漁協は、水俣病の発生防止と魚価の低下を避けるためしかたなく湾内での操業自粛の方針を打ち出したが、それに対しては補償がないこともあって実際には徹底しなかった。しかも、近隣漁協にそうした自粛の徹底方を要請せざるを得なかったほど外部から出漁者も少なくなかったので実際には徹底しなかった(11)。患者の発生地域が拡大していった原因には、汚染範囲自体が広がっていったことに加えて、このように好漁場である水俣湾周辺への外部からの出漁があつたことも、無視できない。

#### 汚染防止の懈怠・放置

##### (1) 排水停止を迫る漁民とチツソの対応

奇病が魚介類を媒介として発生し、その汚染源として工場排水が疑わしいことが明らかにされるに及んで、原因がチツソの排水にあることを直観的に見抜いていた漁民達は、工場排水の停止・浄化および排出されたヘドロの除去を要求して立ち上がった。一九五七年一月、水俣市漁協は被害対策委員会を設置、チツソに対して「汚悪水の海面への流出を直ちに中止すること」「海面へ流出するについては浄化装置を設置して浄化の上無害を要求したものとすること(6)の二点を要求した。この時点で、漁民の要求に沿った措置がなされておれば、汚染源がなくなり、少なくともその後の被害の拡大は防げたはずであった。しかし、チツソは市漁協の要求に対しては中和措置などの若干の措置はとるとしながらも、排水の性状は一九四八年頃と変わっていないと一蹴した。

ところが、実際には、チツソは工場排水が疑われた段階で問題の核心についてかなりの認識をもっていたのである。水俣病が確認された一九五六年頃までに、工場から水俣湾に流されていた排水は、アセトアルデヒド工程と塩化ビニール工程の二つだけであつた。そしてそのどちらにも水銀が使われていた。とりわけアセトアルデヒド工程では大量の水銀が使われていた(一九五六年の水銀使用量、アセトアルデヒド工程六一、四三三キログラム、塩化ビニール工程二、五八七キログラム)。したがって、チツソの関係者なら、奇病が重金属中毒であつて工場排水が疑わしいとなればアセトアルデヒド工程の水銀に目が向いたはずである。

事実、水俣病の刑事責任が問われた際、検察官の尋問に対して会社幹部は一樣に、そうした認識があつたことを認めている。水俣病が公的に確認された当時、工場次長で一九五七年初めに工場長になった西田栄一は、アセトアルデヒド工程の排水がもつても汚く、水銀を含んでいたことを知っていたので、奇病との関係で有毒物質である可能性のある水銀をできるだけ回収しようと考えたと述べている。同年四月二三日に提案され六月三日に決定した稟議書「アルデヒド装置廃水処理工事の件(69)」には、「五、六期アルデヒド、装置の精溜塔から出るドレンの中には大部分の水の他にクロトン、酢酸、アルデヒド、及び僅かな水銀(約〇・〇〇〇八%)を含んでいる。又スタート時或は時折運転中に母液が第一塔に流出しドレンと共に流れることがある。更に定期修理の時には塔内のクロトンが多量の水と共に溝に流れる。此等の廃水を溝に流さないでピットに導きここで水銀の回収を容易にするために蒸気で六〇℃以上にあげ鉄屑と接触させて水銀を回収した後、残液をポンプでカーバイド残渣と混合中和して排棄する」と記載されている。ちなみに、カーバイド残渣と一緒にしたあとの排出先は水俣湾ではなく、不知火海に面した水俣川河口の八幡プールとなっており、この計画の担当者は、水俣湾と不知火海との希釈効果の差を考えていた。もつとも、しばらく患者の発生が止まったかのように見えたからか、この工事は九月に中止されてしまう。

## (2) 熊本県と政府の対応

## ① 責任を転嫁した熊本県

奇病と工場排水との関連が指摘された一九五六年の秋、熊本県の蟻田重雄衛生部長は貝塚茂樹防疫係長の報告を受け、厚生科学研究班の現地調査に合わせて水俣を訪ねた。患者の家を訪ねて湾内のボラをたべて発病したいきさつを聞き、また水俣市の担当者からチヌも弱ってフラフラしていること、貝も全滅していることなどを聞いて、「これは水が原因と考えて、桜井知事に報告した。すると、水上副知事から『蟻田さん、あなたはこれから八代より南には行かなくて下さい』と禁足されました」(一九七六年四月二五日づけ熊本日日新聞「この人この道」というのである。「八代より南」とわざとはかしたところにかえて凄みを感じられるし、また、これがたんに水俣に近づくなというだけでなく、水俣奇病の原因すなわち排水との関連について深入りしてはならないという意味であることは容易に察することが出来る。さらに蟻田は「県が責任を負わないようにしたわけですね」という記者の間に、「桜井知事はその点利口でしたね。私には黙って究明会を作って熊本大学に委託した」と答えている。ちなみに、この水上副知事は、一九五七年三月に庁内の関係部門を網羅して組織された県の水俣奇病対策連絡会の主宰者となつてゐる。そして、この連絡会の最初の打ち合わせ会で、奇病問題に対処していく県としての基本方針をまとめたが、その際、原因究明の促進など当面の課題を掲げながら、その一方でわざわざ「新日窒との関係は不明として臨む」(21)ことを申し合わせている。

つまり知事らは、水俣病と工場排水とのかかわりが明白だと思われたがゆえに、原因究明に熊本県が直接にかかわることを避け、原因物質の究明が先決だということにして企業の操業を継続させ、かつ問題解決の責任を研究者に転嫁したのである。こうして、熊本県は、一九五七年二月、正式に水俣市漁協から窮状打開のための尽力を陳情されたが、排水規制などの具体的な被害の拡大防止のための働きかけはなんら行おうとはしなかった。それどころか、その年の県の水俣港修築・浚渫事業の際には、漁協から工

事による水俣病の再発・拡大への懸念が表明されたにもかかわらず、一時工事を凍結しただけで、行政自らも汚染防止に有効な対策を講じないまま一二月には工事の再開を決定してしまつたのである。

## ② 責任を放棄した厚生省

一方、厚生省は当初、奇病は伝染病という観点から防疫課に所管させていたが、食中毒と判明したため食品衛生課に所管を移した。そして一九五七年三月下旬、新しい観点で調査するため国立公衆衛生院から疫学部の宮入、化学部の佐藤徳郎、食品衛生課から岡崎正太郎の各技官を水俣に派遣した。三月二二日彼らは患者宅をまわり、貝・魚・湾内泥土さらには野壺に捨てられていた猫の死体まで採取した。重要なのはその夜の懇談会に加つたチツソの徳江技術部長・上妻主任から、「排水及び製造工程につき中間製品の分析等につき聴取」したことである。「議論百出」の内容は明らかでないが、翌日工場を見学し「設立及び工程等聴取」したことにも照らしてみれば、彼らが工場排水を強く疑つていたことは間違いない(32)。

この調査から帰つた岡崎は厚生省食品衛生課が編集する『食品衛生研究』(一九五七・六)に、「水俣事件の概要」(補一・二)を発表した。そのなかで「水俣港湾内の海水及び海底泥土は、市内にある新日窒工場の廃水や廃棄物により強い影響を受け、その汚染度が大きい」と述べ湾内のほうで大で危険な汚泥が処理できなければ「永久に危険水域として手がつけれないよう」に思われる。「この汚泥ないし危険物質が湾内にどうして蓄積したのか、どこから進入してきたかの経路やからくりを突きとめて、これを完全に遮断しなければいつまでたつても本事件の原因が根源的に除去できないとおもわれる」と述べている。さらに水俣奇病が「公害」によるものであり、水俣に限らず第二、第三の水俣事件発生の可能性すら示唆している。

つまり、厚生省ではすでに汚染源とそれへの対策の必要性についての認識を十分に持つていたのである。そのことは、たぶん岡崎らの報告に基づいたと考えられる四月一〇日の「水俣奇病対策協議会」(岡崎、同上)召集にあたって、厚生省が同省だけでは水俣奇病の適切な処理はできないとし

て、通産省の企業局長・軽工業局長・化学肥料局長らを加えていることからも明らかである(133)。

ここではつきり指摘しておかなければならないのは、適切な対処がなされたら一九五七年のこの時点で水俣病事件は解決され得たはずだということである。かわりをもつ誰もが、奇病は水俣湾の魚介類を介した食中毒であり、それを汚染しているものが重金属であり、その由来は工場排水であるらしいと認識していた。したがって奇病の拡大を止めるためには、汚染源である排水を止めかつ漁獲を禁止しさえすればよかつたのであり、原因物質など細かく詮索する必要はなかつたのである。こうした緊急に要請されていた自明の措置をとらなかつた行政の責任は限りなく重い。

### ③企業擁護を貫いた通産省

一方、厚生省の呼びかけで奇病対策委員会の懇談会に参加した通産省は、原因についてのどのような認識をもっていたか。もともと、通産省の責任者がこの懇談会に加わつたこと自体、彼らも水俣奇病とチツソのかかわり(すくなくともその可能性)を認めていたことを示している。たんなる病気であるかぎり通産省はあずかり知るところではないはずである。工場排水とのかかわりが強く疑われたからこそ、通産省も対策のための懇談会に加わつたのである。結論からさきにいえば、原因についてはチツソとほとんど同じ認識をもっていたといつてよいであろう。通産省は、化学工場の設置・運転・生産量など全般にわたつて細かく監督・指導していたから、この工場がどのような方式で、何をどのくらい生産しているかなどは手に取るように把握していた。したがって、当時チツソ水俣工場の主生産物がアセトアルデヒドと塩化ビニールであることは常識だつたといえるし、とくに担当者は原料・生産方式・使用触媒など細かいところまで熟知していた。水俣病関西訴訟で元通産省工業用水課長藤岡大信は軽工業課のスタッフ代水久寿がチツソの工程に詳しくたつたことを認めている。それに、チツソは、ことある毎に福岡通産省を介してあるいは直接に、通産省と連絡をとつていた。水俣湾に流されている排水はアセトアルデヒド工程と塩化ビ

ニール工程のものであり、そこで使用されている重金属が水銀であることは、とうに分かつていたはずである。

だからこそ通産省は対策懇談会に加わり、「原因物質」を調べるべきだという方向に話を運んだのである。チツソが操業停止につながる排水停止をしようとしなかつたのはともかく、通産省はなぜ排水を止めさせようとしなかつたのか。水俣病刑事事件の取調べで、チツソ幹部は、排水が問題とされた時、通産省の指導があれば停止したであろうと述べているのである。それは、あとで述べるように、単にチツソという一企業を擁護したかつたからではない。そこでの主要な生産物であるオクタノールとその原料であるアセトアルデヒドを護りたかつたからである。

### (3)アセトアルデヒド誘導体の需給事情

先述したようにチツソが、原因物質を含んだ廃水の完全な排出停止措置をとろうとしなかつた背景には、生産をなによりも優先させるといふ基本方針に加えて、当時の社内外の化学製品の需給事情が深く係わつていた。

すなわち、一九五五年秋から始まつた樹脂・可塑性の猛烈な需要増で、チツソは製造が追いつかないといつたせいたくな悩みを抱えていた。たとえば、一九五六年七月の工場新聞には、アセトアルデヒドからの誘導体であるオクタノールやDOPなどについて、「ニポリット(塩化ビニール)については、水俣工場も増産するが、全くどうにもならぬ需要増、オクタノールもDOPも同様、とくに前者は、チツソが造らねば輸入という事態になるのでこれを阻止するために増産に努力している。有機の拡充は急務」といった好況が誇らしげに報じられている(132)。すでに環境の異変に加えて、人の水俣病が発生していたこの時期に、チツソは、「アセチレン・アルデヒド・オクタノール・塩ビ・無酢・酢酸等、来春(一九五七)より相次いで完成する。これ等の増産・新設が完成する時こそ、チツソとしての第一段階の『躍進』と形容してよい(133)と位置づけ、しかしそれでも、「当社のDOP生産量では、需要の半量程度しか賄えず(134)といった活況を呈し

ていたのである。このため、当時カーバイド製造設備をもっていたわが国の二二工場の稼働率が、平均では五三・五%（一九五七年度見込み）に達していなかったのに対して、チツソの水俣工場だけはほぼ一〇〇%という突出ぶりを示していた（有沢広巨編『現代日本産業講座』IV、化学工業）岩波書店、一九五九、二八四頁）。

## 2 汚染の放置と難航する原因究明

（一九五七年夏～一九五九年六月）

### 患者発生地域の拡大

一九五六年末までの調査で、五四人の患者が確認され、しかもその内の三一・五%に当たる一七人がすでに死亡しており、その深刻さは誰の目にも明らかになっていた。ただ、住民が魚介の摂取を控えたため、一九五六年の夏頃から新たな患者の発生は一見止まったかのようにみえた。そのため、漁民の窮迫が深刻な問題とはなつてはいたが、一般には奇病への恐怖がやや薄らぎはじめ、一九五七年になると観光地の湯の児温泉や恋路島のキャンプ場などは賑わいを取り戻し、水俣は一時小康状態を保った観があった。一九五七年九月には、水俣湾に面した月の浦部落の住民の一人が新たに奇病と診定されたが、このケースは、前年の診断で要注意者となつていたという理由であまり関心が向けられなかった。こうしてしばらくは、表面的には落ち着いてきた状態が続いた。それだけに、一九五八年八月、水俣湾の南部に位置する茂道部落で水俣病が発生したとのニュースは、地元民に大きなショックを与えた。袋湾のカニを食べた少年が急性発症したのである。さらに、この年の九月から一〇月にかけて、水俣市漁協の自主禁漁区外の梅戸寄りの海で漁をしていた漁民家族に水俣病患者が発生したとの報は、再び魚介に対する住民の恐怖を高めさせ、鮮魚商は遠海ものを扱つても商売にならなくなった。それとともに、汚染が次第に拡大している気配に住民は一段と不安を抱きはじめた。

### 試行錯誤の原因物質の究明

熊本大学研究班では、奇病が魚介類を介した中毒症であることが明らかになってからは、疾病の本態とそれを惹起した原因物質の究明が主要な課題となつていった。最初、原因物質としてあげられたマンガンは、病理学的所見や臨床症状が整理されていくにつれて病変と合致しないことが明らかになつたために、研究班でも比較的早い時期にかえりみられなくなった。かわつて、一九五七年四月、公衆衛生学の喜田村正次教授は、工場排水、水俣湾内泥土と水俣病患者およびネコの臓器から多量のセレンが検出されたためにセレン説を提起した。次いで、一九五七年から翌年にかけて、神経精神医学の宮川九平太教授が、水俣病の症状が末梢神経にはじまり、タリウム中毒に酷似しているとしてタリウム説を提起した。たしかにチツソの硫酸製造工程で排出されるコットレル灰にタリウムが含まれており、工場排水や水俣湾内泥土にも多量に検出された。そして、これらの複合汚染の可能性を含めて、そのほか鉛や砒素をはじめさまざまな物質について分析と動物実験が繰り返された。こうして、工場排水と水俣湾の泥土や魚介類に多くの有毒物質が検出されたためにまどわされ、その一つ一つの物質の分析・実験に膨大な労力と時間が費やされることになる。病理学の武内忠男教授も、すでに一九五七年六月の論文で小脳顆粒細胞層の萎縮に注目して、そのような変化が水銀中毒にみられることを指摘していたが、当時はマンガンをセレン・タリウムなどが注目されていたために、一九五七年から翌年の前半頃まではこれらの実験に追われ、水銀に的を絞つた本格的な研究をするところまでは至らなかった。しかも、発生メカニズムが魚介類を媒介とした特異なものであったことも究明を困難にした。

この間、先述したように一九五七年四月から七月にかけて伊藤保健所長が、水俣湾産魚介類で実験的に猫を発症させその毒性を実証した。これは、研究班による水俣湾産魚介類による発症実験が水俣市漁協から送付されたものではうまいかなかつたために、武内が伊藤に依頼、研究班の研究協力者の一員という立場で実施されたものであった。その確認で、その後の

実験的研究は著しく促進されることになったが、しかし、肝心の有毒魚介類の汚染源については、依然として「原因未確定」状態を続けさせてしまった。排水が汚染源であるかどうかを確かめるためには、一つの方法として、後に細川が実験したように、排水を直接動物に投与するという実験方法があったわけだが、社外の研究ではついにこの実験は行われなかった。

### チツソの非協力

一方、チツソは、一九五七年五月、工場内に奇病研究組織をつくったが、熊本大学の研究班が、見当はずれの研究をしていることに安心しつつ、余裕をもってマンガン、セレン、タリウムについて追試し反論を続けた。そして、本来なら、外部の研究者に協力して一日も早く自らの責任の有無を明らかにすることに努めるべきであつたにもかかわらず、現実にはそうした姿勢とは全く逆行して、工場排水に焦点が絞られた時点で、外部の研究者からの協力要請には閉鎖的になつていった。原料や生産プロセス・製品あるいはまた排水の成分などについての情報提供にはきわめて消極的であつた。水銀的が絞られはじめた段階でも、熊本大学研究班が昇汞を使っている塩化ビニール廃水に関心を向けているのをよいことに、それよりはるかに大量の水銀を触媒として使っているアセトアルデヒドについては、データを公表しようとはしなかった。

加えて、チツソは、排水や泥土の採取に対しては非協力だけにとどまらず妨害さえ行つたこともある。たとえば、熊本大学の入鹿山且朗教授が、工場の外の排水溝の泥土の採取をとがめられるといつたことがあつた(109)。さらには、水俣湾産魚介類の買占めなども、結果的に研究班の魚介類の入手を困難にして実験の障害となつた(206)。チツソは、「熊大側からの協力要請は我がまま勝手で、協力させる権利があると考へており、工場が早期究明に好意的に協力しているのだという考へ方と非常に相違がある」といつた加害者の立場からは考えられないような高姿勢(109)を終始とつり続け、原因究明を妨害したのである。

このように、チツソの幹部たちは、工場が汚染源である蓋然性が高いことを認識していたが、自らはその点を解明することを怠り、その一方で、外部の研究者には手がかりとなる情報を積極的に出そうともしないで原因物質についての厳格な証明を要求し続けたのである。

### 熊本大学研究班の研究態勢

原因究明が難航した原因には、チツソの非協力や行政の怠慢といつた外在的な障害に加えて、研究者の公害問題に対する問題意識の希薄さと研究態勢に内在した問題があつたことも指摘しておかなければならない。

熊本大学の研究者たちは、発生源にさかのぼつて原因物質の生成・排出のプロセスを追求するというよりは、もっぱら魚介類と海底泥土の分析や実験ネコと患者の診断を通して原因物質をつきとめることに主力を注いだ。もつとも、これには、研究者が早い段階で漁獲禁止の必要性を指摘したにもかかわらず、「原因物質が未確定」という理由で行政がそれを実施しなかつたことも少なからず影響していると思われる。そのため、漁獲を禁止するためにはまず原因物質の特定が必要との論理のなかに取り込まれていつた面もあつたことは否定できない。

その上、研究者の内部では、講座制などの制約もあつて研究班内の有機的連携がならずしもうまくいかず効率的な研究分担がなされなかつたことがあげられる。講座毎に原因物質について競いあつたが、それぞれの研究結果を相互にきびしく検討しあうという共同研究本来の体制は十分にはとられてはいなかつた。

それに、原因物質の分析が当面の目標となつていたにもかかわらず、その分析定量技術が理学部や薬学部からの協力が得られるまでは備わつていなかつた。加えて、工学系からの協力を得ようとしなかつたために、原因物質を排出していたチツソ工場内で、どのような物質が使用され、どのような工程でさまざまな製品が中間生成物も含めてつくられているかについて、十分な知識をきたなはまま研究を進むにこもも原因究明を困難にして

しまった。たとえば、工場の内部については「硫酸・硫安・硫燐安やピロール等を製造し、特にここ数年の生産は目立って著しいものがあるらしい」(宮川他、二三巻補冊三、一九五九・三)といった程度の知識のままで研究を進めていたのである。とりわけ、原因物質となった有機水銀を排出していたアセトアルデヒド工程については、それが中間原料であるため、その生産量や製造工程についてはチツソの公表文書には通常は記載されておらず、したがって、そこで高価な水銀が多量に触媒として使用され排出されていたことも、一九五九年ころまで熊本大学の研究室にはわからなかった。もし、応用化学分野の研究者が研究班のなかに含まれていたならば、こうした障害は早い時期に克服されたのではないかと思われる。もともと、工場排水が疑わしいとなれば、当然、工場の各種の製造工程や使用物質についての検討が不可欠になるはずであるが、それらに関しては当初工場に対して若干の問い合わせをただけで、研究班の内部で独自に検討された形跡は見当たらない。

このような内在的問題に加えて、研究費の不足がさらに原因究明を困難にした。熊本大学研究班の主な研究費は、熊本県の委託費に加え一九五七年度からの文部省の科学研究費が三年間で一三八万円、それに一九五八年一二月に設置が決まった食品衛生調査会水俣食中毒特別部会からの一〇〇万円の配分にすぎなかった。しかも、その文部省までものちには、事態が「政治問題化」してきたからといって、鰐淵熊本大学学長に「研究打ち切りを懇願」するようになっていた(109)。

#### 遅れた行政の究明体制

行政による原因究明体制に関してみると、政府レベルでは、先にみたように、厚生省が一九五六年一月に厚生科学研究班を組織して研究を開始、この研究班は一九五七年一月二五日の第一回の研究報告会で熊本大学研究班と同じく有毒物は魚介類を媒介しているとの結論を出した(369)。次いで、三月末には、厚生省に報告書(371)を提出、その中で、水俣湾海水・泥土は

水俣工場の排水の強い影響を受けていることを指摘した。そのため、厚生省は四月一〇日に、文部省・水産庁・公衆衛生院に加えて通産省にも呼びかけて総合的研究について協議したが、結局、工場排水が汚染源であるかどうかを直接確かめることより、原因物質の解明に焦点をおくことを申し合わせたにとどまった。そのため、厚生科学研究班は、一九五八年二月の報告会では水俣工場が原因物質を生産していることを確認しながら、当時熊本大学研究班で出されていたマンガン・セレン・タリウムの三物質による実験の再現を主たる研究課題とした。この研究班の最終的なまとめは、松田主任によって一九五八年六月に厚生省に提出され、これに基づいて、厚生省の山口正義公衆衛生局長は七月七日付けで、「新日窒水俣工場廃棄物が港湾泥土を汚染し、魚介類・回遊魚類が廃棄物中の化学毒性と同種の物質で有毒化、これの多量摂食によって発症した」(318)と推定されるとして、関係省庁などへ協力を要請する通達を出した。これに対して、通産省はチツソの反論を援用して「工場排水だけでなく総合的調査が必要」、「三物質が原因との根拠はない」などと主張、依然として汚染源は未確定という状況を継続させた。国会で追及されて政府が、原因究明調査委託費一〇〇万円を支出することに決定したのは、一九五八年一月になってからであった。これを受けて、厚生省は食品衛生調査会のなかに水俣食中毒部会を設けることを決め、翌年の一月に鰐淵健之熊本大学学長を代表に正式に発足させた。この部会は、それまでも研究の中心となってきた熊本大学の研究班に理学部関係者やそれに熊本県関係者や西海区水産研究所などの研究者を加えて編成された。しかし、工場排水に最も関わりがある通産省関係者や応用化学の関係者は参加しなかった。いずれにしても、公式確認から二年半以上も経過してようやく不十分なながら総合的な究明体制がつけられるという怠慢ぶりだったのである。

#### チツソの姑息な排水対策

このように原因物質の解明は難航していたが、厚生省が、水俣工場を名

指して、その廃棄物が原因と考えられると発表したことは、チツソに大きな衝撃を与えた。「化学毒物」の本体は未確定ながらも水俣病が水俣工場の廃棄物に起因していることを初めて公にしたからである。チツソは、ただちに「水俣病に対する当社の見解」(198)を公表、疑われている三物質は量も多くないし、それらでは猫も発症しないと反論を開始した。その一方で、さすがに何らかの手を打つ必要に迫られ、大急ぎで廃水管理委員会を設置し対策を検討し始めた。

その最初の対策が、かねてから漁民が求めていた排水停止を形をすり替えて実現すること、すなわち、アセトアルデヒド廃水を水俣湾ではなく水俣川河口の八幡プールへ排出することだった。それは、水俣病の原因物質を含む可能性の高い廃水を不知火海に流して、水俣湾とは比較にならない希釈率に頼ろうとするものであった。

この計画が進められていた八月には、カニを食べていた少年が新たに発症したことが確認され再び住民に不安が高まっていたが、予定通り工事は進められ、九月から八幡プールを経て水俣川河口へ排出され始めた。その結果、この排出先の変更がなされるやたちまち水俣川河口側にも患者が発生、汚染は不知火海一帯に広範囲に広がっていったのである。ここに至つて、このアセトアルデヒド廃水に原因物質が含まれている蓋然性が高いことをチツソはさらに確認したはずであったが、依然として排出を止めなかつた。

これ以降、八幡プールは、水俣病に関連するチツソの排水対策のかなめとなるので、その実態をみておく必要がある。このプールは、もともとアセチレン発生残渣(カーバイド残渣)の捨て場とされていたところである。水俣工場では、アセチレンからアセトアルデヒド・酢酸を製造し始めた一九三二年から、カーバイド残渣が出始めた。はじめは、これらの残渣は、工場構内で乾燥させ固形物にして、工場周辺の沼沢地などに捨てていた。その後、水俣川河口にあたる八幡地先の浜を囲って捨て場とし、馬車やトラックで運んだ。構内での沈澱が不十分なまま排出された排水が、水俣湾

に流れ出て海水が白濁し港内が残渣で埋まりはじめたために、漁民との紛争や浚渫問題をひきおこしたことは第一編で見た通りである。

これらの問題もさることながら、アセトアルデヒドの増産にともなつて、残渣処理の効率化がチツソにとつて大きな課題となつてきた。そのため一九五一年から、カーバイド残渣は、アセチレン発生装置から出たスラリー(石灰乳)のまま八幡地先へ送ることにした。水俣川河口に広がる遠浅の海を囲う形で捨て石を置き、その上に石垣やコンクリートで外張りした堤防を築いた。河口扇状地の砂浜がそのままプールの底部となる構造となつていた。水俣工場工務部で工事の一切に関与した長野秋雄によれば、プールは底部から水分が流出することを期待してつくられたという。粒子の細かい水酸化カルシウムである残渣は、水を含むと何倍にも重くなり圧力を増して、プールの堤防を決壊させてしまうからだ。実際に残渣プールの決壊事故が起こつたこともあつた。残渣は、工場から千メートル引いたパイプでその仕切りの中に送り込まれる。堆積していくにつれて、水分を早く逃がすための工夫がなされた。「角落し」とも呼ぶ「抜き枿」がプールの四ヶ所につくられ上澄水を流し出し、堤防のところにはパイプが通され浸透水を抜いた。上澄水と浸透水とともに堤防の周囲に設けられた排水溝を通じて、水俣川河口や海に流れ出た。これに底部からの浸出分が加わつた。

まず、水俣川河口左岸のものとの船着場があつたところを囲って入江プールがつくられた。それが一杯になると堤防をかさ上げするとともに、塩田プール、北八幡プールと、河口側にさらには海側へと次々にプールを拡張・かさ上げしていった。八幡プールはそれらの総称であるが、アセトアルデヒドの増産ぶりを反映して、拡張・かさ上げが繰り返されていった。こうして、かつて遠浅の浜だったところが、結果として埋立地になり、チツソの資産となつた。海側の甲区プールと乙区プールの埋め立て許可を得たのは一九五四年一月で、翌年四月から甲区プールに残渣が入れられはじめた。のちに一九六〇年一〇月、水俣市漁協との補償交渉で、チツソはさら

に八幡沖の海面一〇万坪の埋め立て権をぬけめなく獲得したが、そこが八幡沖第一期・第二期プールとして、アセトアルデヒド生産が停止されるまで、残渣の捨て場となつたのである(解説末尾の八幡プール群図参照)。

### 水銀的が絞られる

病理学の武内は、先にみたようにすでに早い時期に、水銀についての検討の必要性を指摘していたが、しかし、当時はマンガンやセレン、タレウムなどが注目されていたためにこれらの実験に追われていた。一九五八年にはいつて慢性経過の四例について剖検する機会があり、水俣病の病変の本態を示す所見が得られたが、その病理所見は身近な文献には合致するものが当座は見つからなかった。ところが、たまたまこの年にドイツで発刊された神経病理の専門書に、メチル水銀中毒に関する Hunter-Russell の症例紹介を見出し、それが水俣病の剖検所見ときわめて一致していることを知った。こうして、この年の半ば過ぎから有機水銀の猫への投与実験を本格的に開始した。しかし、水銀の定量分析をするためには、さらに数カ月を要しなければならなかったのである。

しかし、一九五九年二月、食品衛生調査会水俣食中毒部会の研究体制を検討するために開かれた奇病現地連絡協議会準備会の段階でも、研究の重点として、宮川は依然としてタリウムを、また、入鹿山は砒素・硫黄をあげ、喜田村はセレンに加えて水銀についても調べるといった方針を表明した。武内はこの時は、水銀を具体的に挙げてはいないが、三物質(Mn, P, S)以外の金属及び硫化物について研究すると述べており、水銀は未だ研究班全体の研究対象とはされていなかった(III)。しかし、やがて武内の研究室で有機水銀化合物のなかでもアルキル水銀化合物によって実験的にネコの水俣病を発症させることに成功した。そのため徳臣は、臨床面から水銀に焦点をおいた研究をはじめた。また、武内の依頼を受けた喜田村の水銀分析の結果、水俣湾の魚介類および泥土に多量の水銀が検出され、しかも泥土中の水銀量は工場排水口付近を頂点として分布していること、また、

患者の尿や臓器あるいは発症猫の臓器などからも多量の水銀が次々に証明されるにいたり、一九五九年前半までの研究で、原因物質は、有機水銀化合物との結論を出すところまで究明された。

### 3 有機水銀説と事件の政治的処理(一九五九年七月—十二月)

#### 有機水銀説と汚染源の確定に対する新たな干渉・妨害

一九五九年七月一四日、熊本大学の研究班は、臨床・病理・分析の角度からみて、水俣病は「現地の魚介類を摂食することによって惹起される神経系疾患であり、その汚染毒物としては、水銀がきわめて注目されるに至った」との結論を報告会で確認した。しかも、同時に、他地区に比して著しく高濃度の蓄積が確認された水俣湾の泥土中の水銀量は、チソンの百間排水口で最も高く遠ざかるに従って減少していることも明らかにされた。

武内は「有機水銀」という表現をとりたかつたが、班全体の賛同が得られなかつたために「水銀」という表現になった。この結論は、同日付で世良完介班長より厚生省食品衛生課長宛にも報告され(366)、二二日に正式に公表された。この有機水銀説はまだ未解明な点があつたとはいえ、工場排水が水俣病の原因であるという当初からの疑いを社会一般にはこれ以上ないまでに深めさせた。患者や漁民にとっては、その排水源が他に考えられなためこれにチソスが汚染源であることが明確になつたと受けとめられた。水俣漁民は、それまでみられなかつた勢いでこの有機水銀説に勢いを得てチソンに補償を迫つた。八月五日には、熊本県議会水俣病対策特別委員会は、西田水俣工場長を呼び説明を求めた。工場ではいち早く「所謂有機水銀説に対する工場の見解(III)」を用意し、有機水銀説はたんなる推論だと述べたが、一方で排水処理施設を完備すると約束せざるを得なかつた。チソンはこうした事態の急変に衝撃をうけたが、それはチソンが属する日本化学工業協会(日化協)や通産省にとつても同様で、有機水銀説を確定させないためになりふりかまわぬ画策が始まつた。

まず、チツソに加え清浦雷作東京工業大学教授や日化協の大島竹治理事などから、ためにする反論が即座に出された。清浦は、水俣湾の海水などをチツソの援助で調査、水俣漁民との交渉が大詰めになっていた時期にこの動きを牽制するかのよう、「汚染はひどくない、正常。水銀説の発表は慎重にすべき、未だ推論」と水俣市でその結果を発表した。ついで九月、大島が水俣を訪れ、原因は敗戦時に湾内に捨てられた旧海軍の爆薬だと発表した。すでに熊本大学研究班がそうした事実はないことを確かめていたにもかかわらず、チツソは、爆薬説を大々的に宣伝して、実際にそのため海底調査作業まで演じた(150)。自らも反論のための反論を展開しながら、原因未確定という状況を存続させようとした。これら三者は、まさに一心同体とも言えるように行動したのである。日化協としても、チツソばかりか同種の各地の化学工場の生産に支障が及ぶことはなんとしても避けねばならなかった。通産省の危機感は一層に深刻だったと言えよう。こうして、一〇月の食品衛生調査会合同会第一回会合では、そうしたチツソや業界それに通産省サイドの画策が効を奏して、有機水銀が原因として強く浮き彫りにされたものの、断定されるところまでは至らなかった(261)。

#### 通産省の事態収拾策

通産省では、当時すでにチツソなど従来のアセチレンを出発点とする電気化学を石油化学に転換するいわゆる石油化計画を進めていた。日本の化学工業に国際的な競争力をつけさせ、高度成長させていくために緊急に達成しなければならぬ課題と位置づけていた。チツソも、この七月、石油化計画を通産省に提出していた。もしアルデヒド生産工程に原因があると言うことになると、チツソはもとより同業他社にも波及してスムーズな転換に支障をきたすことになる。したがって石油化計画を担当する秋山武夫通産省軽工業局長にとってそうした支障が生じないように事態を収拾することが必要だった。そのために、有機水銀説を否定し続けて時間を稼ごう

とした。秋山は、一九五八年の江戸川汚濁事件で製紙工場の操業停止命令が出たのに、なぜ水俣では停止させなかったのかというチツソ刑事事件における尋問に対して、バルブとアセトアルデヒドでは重要さが違うと当然のように答え、当時輸入を防遏しつつ国内需要を賄うことがいかに重要課題であったかを説いている。このような基本方針を持っていたが故に、一九五八年七月には、厚生省公衆衛生局長名で、チツソ工場の廃棄物で魚介類が有毒化されることが推定されると、はじめて公式に指摘して通産省に通達を出した(338)にもかかわらず、結局、その後も排水を規制しようとする取り組みを推進しようとはしなかった。それどころか、むしろチツソと一体となつて、熊本大学の研究班がそれまでに原因物質として挙げた個々の物質について否定的見解を出すだけで(332、334)、工場排水そのものを解明するための条件を整えようとしなかったのである。

チツソの有力製品であるオクタノール・DOPの市況は一時期低落していたが、やがて不況から脱して、一九五九年前半には再び上昇気運となった。そのため、チツソの営業会議でも強気の増産要望が出され(143)、オクタノール増産工事が着手され、四月末に一〇〇〇トン／月規模、さらに五〇〇トン／月を増強している。この際、石油化学のオキシ法でいくか、従来のアルデヒド法でいくかが検討されたが、結局、技術の蓄積のある後者でいくことに決めている。この時点での国内シェアは実に八五%以上(144)という独占ぶりであった。石油化学が、将来、安価で有利であることは知られていたのに、チツソも千葉での石油化学の展開を計画していたが、しかし、石油化学に対しても「当社のカーバイドより出発するオクタノール製造技術はひけをとらない」として、常識では考えられないスピードで(五カ月)、一〇月末には、合わせて一五〇〇トン／月の生産規模を達成した(147)。塩化ビニール可塑性の最大の主要原料であるオクタノールは、当時は、花王石鹼がヤシ油を還元してわずかに生産しているほかは、チツソが独占しており、一九五九年も塩化ビニールの急増とともに、供給不足の状態が続いていたのである。翌年春からは、石油化学によるものが生産さ

れるから緩和される見通しだったが(152)、少なくともそれまでは、チツソのオクタノールとその原料であるアセトアルデヒドは日本の化学工業とそれ故通産省にとって不可欠のものであった。

したがって、通産省にとつて、水俣病の原因がアルデヒド工程にあることを公的に確定させないこと、それと同時に社会問題となつていゝ工場排水の停止要求と補償問題を收拾することが緊急の課題となつたのである。

一月一二日に食品衛生調査会の常任委員会が開かれ水俣病に関する答申が決められることになつたために、通産省は一〇日、チツソに排水処理施設の完成を急ぐよう指示するとともに、全国のアセトアルデヒドと塩化ビニール製造工場に水銀に関する排水調査を指示した。しかし、その際、各工程の出口ではなく、工場からの最終的な総合排水を調べればよいとわざわざつけ加えた。翌一日の「水俣食中毒に関する各省連絡会議」には、ほかの省庁からは部課長クラスが出てゐるのに通産省からは秋山局長が出席し(328)、清浦雷作の「水俣湾内外の水質汚濁に関する研究(要旨)」(377)を配つて、水俣病と水銀は関係ないことを宣伝した。食中毒部会の鰐淵委員長は何のための会議だと怒つて発言しようとしたが厚生省の高野武悦食品衛生課長にとめられた(補一七)。この日鰐淵は高野から、翌日の食品衛生調査会との合同委員会では、工場との関連について発言するのはひかえるよう説得された。こうして、一二日の食品衛生調査会合同委員会では、鰐淵は研究班の結論の「ある種の有機水銀」は守りとおしたが、工場とのかわりについては、科学的証明がないと言ふ主張には勝てず、やむなく削ることを承知して答申がまとまつた(330)。その後、水俣食中毒部会は解散された。当事者の鰐淵委員長にさき事前には知らされていなかった突然の解散であった。鰐淵委員長は「重大段階で解散されたのは残念」(一一・二〇記者会見)と、当然最終的な解明に至るまでは自ら役割を担つていたものとして受け止めていたのである。このことを見ても、「解散」がいかに政治的に行われたかがわかる。一月二七日の国会の合同審査で、厚生省当局は「有機化は、医学の分野だけでは解明困難。厚生省だけでは

責任がもちきれないので窓口を経済企画庁に移し、関係各省庁の多角的研究をすることにした」と答弁しているが、当時の新聞も、「ナワ張り争いを止めて、はじめて行政が一致協力したのが中毒部会の解散」だったとその不当性を批判した。

本気で研究を推進するつもりなら研究蓄積のある水俣食中毒部会を母体として強化することがもつとも常道と考えられたが、それをあえて新しい体制にして一から始めようとしたのである。この時点では、チツソ内部では、すでに原因物質が排水中に含まれていたことが明らかになつていたであり、まさに、汚染源の解明が最終段階にきていた。それが故にその直前で答申を出させ解散させられたといつても的はずれではないだろう。チツソの排水停止と加害責任の確定に至るような事態だけは避けなければならぬ立場にとつてのみ都合のよい解散であつた。もともと、時期的には一九五六年の段階から、工場排水に対する重点的な調査研究がなされるべきであつたにもかかわらず、実際はそれから目を逸らせようとする画策が終始行われてきたが、汚染源と原因物質の確定が公に大詰めになつた段階でさらに焦点が拡散されてしまつたのである。こうした動きの背後には、工場排水が汚染源であることを確定させないようにしようとする通産省の意図が強く働いていた。

そして、一二月になつて、当時水俣病問題の焦点となつていた漁業補償と患者補償に決着が着けられるに及んで、原因究明に関する社会的・政治的関心は急速に薄れてしまうことになる。また熊本大学の研究班も共同研究費がなくなつたために、未解明の課題を残しながらもそれまでの組織から個別講座単位の研究体制へと後退せざるを得なくなり、因果関係の厳密な全容解明という点ではさらなる日時を要することになつたのである。

#### チツソの社内研究

一方、この年になつてチツソの社内研究でも重要な進展があつたが、公表されることがなかつたので真因の確定には寄与することがなかつた。チ

ツソの社内研究は、一九五七年五月、水俣工場に水俣奇病の研究組織が設置され、動物実験は附属病院、資料の採取・分析などは技術部が分担するという体制で開始され、もつぱら熊本大学研究班の成果を追試して反論することを主たる任務としていた(108、112、123、149)。したがって、「科学的立場から公正なる調査研究」が必要と有機水銀説を批判しながら、自らに不利な実験データは公表しなかった。ところが、附属病院の細川は、自らが籍をおく工場が原因者であるか否か明らかにしたいという思いを強く抱いていた。そのため、工場廃水を直接ネコに投与する実験も有機水銀説発表前後頃から続けていたが、一九五九年一〇月六日になって、そのうちのアセトアルデヒド工程廃水を直接投与していた猫四〇〇号が発症した。その後、その病理所見を依頼した九州大学病理学教室からは、発症猫は水俣病と推定される旨の回答が送付されてきたのである(378)。これによって、アセトアルデヒド工程廃水が汚染源であることが明らかにになり、原因物質の厳密な解明という点でもいっしょに進展するはずであったが、この直後、チッソは廃水の直接投与実験の継続を禁止し、これらの事実を秘匿した。また、この頃、精ドレン中の水銀定性試験で有機水銀を検出した(129)が、これも公表されなかった。ただ、この頃を境に、チッソの対外的反論はさすがになされなくなった。有機水銀説に対して上述したような政治的收拾を図りつつあった通産省に、反論を止めるよう指示されたからでもあるが、こうした内部の実験結果も大きく影響していたと考えられる。

#### 依然として続けられた水銀の排出

##### (1) チッソの世論対策的排水対策

七月に有機水銀説が公表されたが、有機水銀化合物の特定とその生成過程が厳密に明らかにされなければ因果関係が確定したとはいえないという論理が、依然として貫かれたために、この結論も被害の拡大を阻止することには直ちに結びつかなかった。たしかにこの段階では、無機水銀の有機化のメカニズムなどについては未だ解明されておらず、しかも、排出源と

しては塩化ビニールの製造工程が注目されていた。しかし、被害の拡大を防止するという観点からは、排水を緊急に停止させるべきであったにもかかわらず、原因物質とその生成のメカニズムが細部にわたるまで完全に解明されぬ限り「原因は未確定」という論理が研究者も巻き込んでこの段階に至っても主張し続けられ、したがって、依然として排水対策は放置された。

チッソは、この間、漁民の排水停止・浄化の要求に対しては、「努力する」「検討中」といったその場しのぎの対応に終始し(87)、抜本的な排水対策を講じてはこなかった。しかし、有機水銀説が公表され、地元はもとより不知火海一帯の漁民が排水停止を要求して行動に立ち上がるに及んで、目に見える形でなんらかの対策を講じざるを得なくなった。それに通産省も一〇月二一日、八幡プールからの排水中止と排水浄化装置の早期完成を指示せざるを得なくなった。こうして、チッソは八幡プールの上澄水をアセチレン発生設備に逆送する装置を形のうえで完成させたが、それとてにもアセトアルデヒド工程廃水の排出先を八幡プール経由で水俣川に変更してから一年有余を経た一九五九年一〇月末になってからであった。しかし、この廃水は、また八幡プールに循環する仕組みになっており、しかも、チッソは、この措置によって、「海への排水は完全にストップした」と知事へ回答しているが、実際は、先述したようにこの八幡プールは排水を出さないという点では、きわめて不備な構造となっていたのである。さらにそれに加えて、もともと原因物質を含んだアセトアルデヒド工程廃水は、このプールに流された精ドレンだけからなっていたのではなく、そのほかにも設備のなかで洩れた母液やポンプグランド洩れあるいは機器の洗浄水などがあり、これらは従来通り工場内の排水溝を使って直接水俣湾に排出されていた。

排水の浄化への要求に対して、チッソがこの当時設置したいま一つの排水処理設備にサイクレターとセディフローターの浄化装置がある。当初は、一九六〇年三月に完成させる予定であったが、事件の收拾を目論んでいた

通産省の指示もあって、約三カ月早めて二月一九日にもと別の目的でつくっていたこの装置は完成させた。そして、その際、「本設備の如き高級大規模な浄化装置は、一般の化学工場では本工場が最初ではないか」(126)「これでふつうの川と同程度のものが流される」と大いにPRした。

しかし、サイレクターは、固形物を沈澱させるだけの装置であり、またセディフローターは煤などの微粒子を含んだ廃水を処理するもので、いずれも水に溶解した有機水銀化合物の除去には効果がなく、このことはチツソも承知していたから、はじめは、肝心のアセトアルデヒド工程廃水はこの装置には流し込んでいなかった。このように、実際は原因物質を含んだ廃水の浄化とは全く関係がなかったにもかかわらず、吉岡社長は竣工式で装置の水をコップで飲んでみせるといった演出までして、これで汚染はなくなったと大々的に宣伝し、列席した県知事をはじめ外部の来賓たちはまんまとこれに乗せられてしまったのである。これらの装置が、もっぱら社会的政治的効果を狙ったものであったことは明らかだった。

## (2) 排水停止をめぐる攻防

一九五九年になって、水俣川河口で、魚がフラフラ浮き上がって泳いだり、死魚が目立つなどの異変が起こっていたが、七月、河口の船津部落の漁民が水俣病と診定された。さらに、八月から九月にかけて、水俣湾から七・八キロメートルも北の津奈木湾で漁をしていた漁民が発病、一方、鹿児島県側の出水市や獅子島などでも猫の発病が確認されるなど、汚染が不知火海に広く及んでいることが明らかになり、沿岸一帯はパニック状態となっていく。そのため一〇月段階になると、沿岸漁民の排水停止の要求が一段と強くなった。すなわち、不知火海沿岸漁民は、「一〇月一七日総決起大会を開催、「完全浄化装置の完了まで操業を中止すること」をトップに掲げてチツソに迫った(52)。熊本県議会水俣病対策特別委員会でも、排水停止を求める県漁連側議員と、チツソを間接的に弁護する地元議員が対立、一時内部分裂の状態になったこともあったが、「原因が判明するまで

工場の操業を中止すべき」との意見が大勢を占めるようになり、知事にとの間の臨時県議会を早急に開催する要求が出された。当時、県漁連は、都条例にならって県条例による「排水停止」を要請、「検討されることになった」とかなり樂觀視していたが、実際には、特別委員会では条例の中央味については全く検討されたことはなかった。

しかも、県条例を審議するための臨時県議会を要請した特別委も、①知事が、県漁連とチツソとの仲介をする、②県は、中央の情勢を考慮しながら臨時議会をいつ開くか検討するという折衷案で知事と妥協してしまい、その後、知事が、補償交渉斡旋のために社長と会談するなどの動きが出てきたために、その推移を見守るとしてついには開催要請を保留にしまった。漁業補償と排水対策は、全く別の事柄であったにもかかわらず、この時期、結局は、すべての問題が補償問題に矮小化させられてしまったのである。排水停止を強く要求していた県漁連も、最終的には斡旋の推移を待つという後退した姿勢になってしまった。こうして、汚染の拡大を防止する決め手となる排水規制は実現にまでは至らず、漁業補償の妥結によって立消えになってしまった。

この排水規制問題では、地元水俣市は地域をあげて規制を阻止するために精力的に動いた。水俣病患者家族も漁民も地域社会の構成員ではあったが、地元社会は、もっぱらチツソの操業を擁護するという立場からこの排水規制問題に対処したのである。そこには、自治体機構に対して財政的にも人的にも大きな影響力をもったチツソの意思が強力に働いていた。それとともに一面では、チツソの労働組合の企業主義や長年にわたって醸成されてきた住民のチツソ運命共同体意識が、こうした動きをさらに促進させることになった。たとえば、一月には、市議会全員協議会で、知事や県漁連・チツソなどへの決議文を採択、その際、「チツソの操業停止は、社会不安を招くので、そうした事態がおこらぬよう」との一項目を加えている(196)。それにもかかわらず、県議会の水俣病対策特別委員会が排水規制の動きが出てきたために、市長・議長・商工会議所会頭・地区協議長など市

漁協を除いた二八団体の代表約五〇人のいわば「オール水俣統一戦線」の体制で、「排水ストッパは水俣市民全体の死活問題」と知事に陳情した。さらに、一二日の食品衛生調査会で有機水銀説が発表される公算が高かったために、再度市議会全員協議会を開き、それが排水停止に結びつくことをおそれ、結論には「慎重を期すよう」陳情することを決定した。チツソの労働組合も、「慎重に結論を出すよう」政府に訴えることを決めていた。このように、患者と漁民を除いた地元水俣は、一貫して、排水停止措置がとられることを牽制する行動をとり続けた。

一方、政府や熊本県もまた、漁民からの度重なる排水規制措置の要望にもかかわらず、結局、汚染を防止するための効果的な規制対策を講じないまま、いわば時間稼ぎに終始した。熊本県は、一月の国会調査団に、それまで排水問題でチツソに何も申し入れたことはないと回答せざるを得なかった(62)。また、政府部内でも、厚生省や水産庁(347)などは、工場排水に対する措置の必要性を遅ればせながら認識して通産省に要請したが、一九五九年末の段階になっても、実効性のある排水規制はなされなかった。

また、この年の三月に、「公共水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」が施行されたが、県漁連の運動が高揚していたこの時期の段階でも、まだ関係政令が出ておらず実際には運用されていなかった。知事は、不知火海を水質保全法の「指定水域」にするよう要請すると表明していたが、この時点では、政府にそうした方針はなく、しかも国会でその適用について質され、次年度に「指定水域」に優先的に取り入れるむね答弁しながら実質的には反故にってしまった。国会もまた、それ以上の追及はしなかった。指定が実現したのは、原因となったアセトアルデヒド製造工程が役目を終えて稼働が停止した後の一九六九年になつてからであった。このように、これら水質三法は、漁民に排水規制の希望を抱かせる便法として引き合いには出されはしたが、その適用は一〇年間も引き延ばされたのである。ただ、この時期、政府通産省としては、同業他社への影響をくい止めるためにも、排水問題は解決済みという社会

的状况だけは早くつくり出さなければならなかった。そのため、チツソに對して、水俣川への排水の中止と浄化装置の早期完成を指示はしたが、これらの措置が汚染を実際に防止することにならなかったのは先述した通りである。しかし、通産省としては、社会問題としての排水問題を鎮静化させることが当時の最大の関心事であつたから、その目的さえ達成されればよかつたのである。

#### 事件の決着に利用された補償問題

##### (1) 漁業補償

##### ① 水俣漁民

水俣市漁協は、一九五八年になると漁業被害対策委員会をつくつて、排水停止の要求にとどまらず補償問題に取り組み始めた。しかし「奇病関係であれば絶対受け付けない」といったチツソの強硬な態度に直面して事態を進展させることはできなかった。これには、漁民出身でない当時の組合長が、対策委員長を全面に出して自らは消極的姿勢に終始したことも大きく影響しており(23)、しかも、この段階までは、チツソに対する態度は弱腰で、補償を「お願いする」といった態度にとどまっていたからである。そのため、チツソとの交渉は進展せず、地元の有力者に仲介を頼む方向で打開の道が模索されたが、膠着状態が続いた。

しかし、一九五九年七月に有機水銀説が公表され、また、鮮魚小売商組合が水俣産魚介類の不買声明を出すに至つて、事態は一変した。いよいよ追い詰められた水俣市漁協は、直ちに、漁業被害の補償として一九五三年から支給されてきた年額四〇万を四〇〇万に増額するようチツソに要求した。そして翌八月四日には、市・県・チツソなどの関係者にも出席を求め臨時総会を開き、その後、漁民大会を開催するといったように、それまで停滞していた漁業補償問題が急展開しはじめた。二日後には、市漁協は、鮮魚商とともに始めて市内をデモ、その一部は要求受け入れを迫つて、はじめて工場内に押入るほどの勢いとなつた。そのため、チツソは、それ

までのように漁民の要求を一方的に拒否することができなくなった。その後の交渉で、市漁協の要求①一九五四年以降の補償として一億円、年四〇万円を四〇〇万に、②湾内の汚物の完全除去、③浄化装置の完全化)に対して、チツソは①見舞金として三〇〇万、②湾は、公海だから会社の独断では出来ない、県に陳情してほしい、③浄化装置は、来年三月までに完成、④年額四〇万を一〇〇万に上げる、⑤分与を約束した百間埋立地の工事が遅れているので、その分を二〇〇万で買い上げるとの回答を提示したが、もはやこの程度では窮乏した漁民を納得させることはできなかった。

そこで、チツソは、さらに一、〇〇〇万円まで見舞金(補償金の増額を回答したが、被害の実態が分かっていないとして漁民に拒否され、共同で漁場の被害実態調査を実施した。この調査で、湾内ではヘドロが二m以上も沈澱して漁場が完全に破壊されてしまっている事実を否定できなくなったために、チツソはわずかに増額して一、三〇〇万円を回答した。しかし、漁協はこの程度では受け入れないとして工場幹部を缶詰めにするところまで事態は緊迫し、ついには警察の出動で退去するチツソ幹部と漁民が衝突、負傷者が出るという事件まで発生した。こうして当事者間の交渉が行き詰まったために、市長を中心とする幹旋委員会の仲介により、水俣病被害の補償ではないとの前提で、八月末、補償金三、五〇〇万円・年額二〇〇万円・百間埋立地を無償提供するとの内容でこの補償交渉は決着した。ただ、この補償には水俣病関係は含まないとしたために、翌年に、新たな補償問題が発生することになる。

## ② 不知火海岸漁民

次いで、九月になつて津奈木に患者が発生したためそれまでも魚が売れず困窮はじめていた芦北郡の漁民のチツソへの要求運動が活発になった。さらに一〇月になると、同じように被害が深刻になっていた不知火海岸の広範な漁民が立ち上がり、熊本県漁連がそれらの要請を受けて総決起大会を開き、チツソに対して、排水の全面即時中止や有毒ヘドロの浚渫などとともに漁業被害への補償を要求するに至った。なかでも生活に追い詰め

られていたがゆえに、沿岸漁民(34、43)にとつて当面の焦点は補償問題となつていったが、チツソは、①排水が原因と断定されたわけではない②市外に補償を出す必要はないとして拒否したために、この補償交渉は重大な政治問題となつていった。一月二日には、国会調査団の訪水に合わせて約二千人の漁民が水俣に集結、調査団への陳情とともにデモと総決起大会を開催、決議文を持って代表が工場と交渉する予定だったが拒否され、それに前日に工場に押し掛けた際の事件で八名が告訴されたことへの怒りも加わつて、漁民が工場に押し入るといったいわゆる「不知火海漁民騒動」事件が発生した。

こうした事態の緊迫化にうながされて、寺本熊本県知事は、五名の委員(寺本知事・岩尾県議会議長・中村水俣市長・河津町村会長・伊豆熊日社長)にオプザーバーとして河瀬福岡通産局長・岡全漁連専務が加わる形で不知火海漁業紛争調停委員会を設置して幹旋を開始したが、その際にもチツソは、高姿勢で、通産省が影響をもつ水質保全法にもとづく仲介委員会方式を強く要望したといわれる。そして、この調停の過程でも、当初、チツソは「水俣病の原因が工場排水にあるかどうか確認されていないので漁業補償は出せない」と強硬な姿勢をくずさなかった。一方、県漁連は、要求額を二五億から九・五億まで下げたが、しかし結局は総額一億円の調停で決着がつけられてしまったのである。しかもその内訳は、通産省や日化協からの「高額補償は、全国の補償を釣り上げる」といった圧力を受けていたチツソの意向を受け入れて、一億円の内、補償金としてはわずか三、五〇〇万円、残り六、五〇〇万円は融資という形式にし、さらに、この内から一一・二事件のチツソ損害額一、〇〇〇万円を差し引くといった屈辱的なものであった。その後の、鹿児島県側の漁業補償問題も、また水俣市鮮魚小売組合の要求も、同様にチツソの高圧的な姿勢のもとで、表沙汰にならないような手法で処理されてしまい、結局は責任を明確にした正当な補償は得ることができなかったのである。

## (2)患者補償

一方、患者家族が、チツソに表だつて被害の補償を要求し始めたのは、漁民より遅れ、有機水銀説が公表されてからのことであつた。すなわち、七月の水俣病患者家族互助会総会で補償問題が協議されたが、当時は地元漁民の補償問題が表面化していたために、すぐには行動に移せず、市漁協の補償が決着させられた以降になつてしまつた。ところが、九月のチツソとの接触では、「今のところ責任はない。しかし、寄付金のようなものは考へている。行政に交渉すべき」と工場長との面会を拒否され、まともな対応をされなかつた。そうこうしているうちに、不知火海岸沿岸漁民に対する漁業補償の斡旋が、知事を中心にして進行し始めたために、患者家庭互助会も、市や県当局に、知事の斡旋に患者補償も加えるよう要望した。しかし、調停委員会が積極的な態度を示さなかつたために、一月二五日、調停委員会が斡旋してくれる可能性が薄いと判断、チツソへ総額二億三、四〇〇万円一人当り三〇〇万円を直接要求するに至つた。しかし、チツソはこの要求に対して、ゼロ回答で対応したために、患者家族達は工場正門前でテントを張り座り込まざるを得ないところまで追いつめられたのである。その後、アモヤカンパ活動をするともに、市や県に対して進行中の漁業補償斡旋に患者補償も入れるようさらに陳情を続け、ようやく一二月になつて、知事は、調停に患者補償を加えることを表明したが、それは、患者側に原案を非公式に提示して成算ありとの感触をえた上でのことであつた。

この調停委員会は、患者補償の基本方針として交通事故による補償例やけい肺患者補償などの労災補償それに国鉄の洞爺丸事件の補償方式を参考とし作業をしたが、その根拠は公には示されなかつた。こうして提示された調停内容は、年金が未成年一〇万円成人一〇万円、死亡三〇万円葬祭料二万、死亡者のうち発病後三年後の死亡者にプラス一〇万円とするものであつた。これに対して、患者家庭互助会の内部では、年金なしで一時払いを要求する声があり、とくに未成年患者家族の反発が強くとまらなかつた。

しかし知事の意向を受けた県衛生部長や市立病院長が患者説得に当たり(2)、市議会特別委も受結するように勧告することを決めるなど、患者はその要求を縮小せざるを得ない圧力に直面させられることになる。一方、調停委員会も、最終的に未成年者の年金を三万円に値上げすることで事態の收拾を図ることにし、結局その内容で決着がつけられた。この間、患者家庭互助会は、調停案の受諾の可否を全員投票にかけたところ、反対が一票多かつたために座り込みを続行することに決めた。そのため、市長や議長らが調停案賛成派の渡辺互助会会長らに反対派の説得を働きかけ、それもうまくいかず、渡辺会長ら幹部が辞意表明するなど混乱が続いた。最終的には、全員集まり「涙をのんで」(2)受諾を決め、座り込みを解くに至るが、すでに県漁連が妥結しており、しかも年末を控え窮迫感(3)が一段と強まっていたこともあつて、互助会としては不満ながら受諾せざるをえなかつた。こうして一二月三〇日ぎりぎりに、いわゆる見舞金契約が調印され、補償問題に当面の決着がつけられてしまつたのである。

なお、一二月二五日と年末も押し迫つた時期に、厚生省は表向き、「真性患者の決定」と「専用病棟への入退院の判定」のために、正式に水俣病審査機関を発足させる必要があるとして、臨時に水俣病患者調査協議会を設置(協議会規定は、正式には一九六〇・二・四に施行)した。しかし、これは、この患者補償が妥結した際に、見舞金の受給資格者を決める必要から大急ぎで作られたものであつた。そして、このように水俣病患者審査機関が補償の受給資格者を決定するという任務は、その後この機関を継承した水俣病患者診査会・公害被害者認定審査会にも受け継がれることになる。チツソが「原因未確定」を強調しながら一方で調停に応じた背景には、事件を早急に鎮静化させたいとする思惑が強く働いていた。しかも、チツソも行政も、被害者に対して「原因未確定」という状況を作為的につくり上げ、あくまでも補償責任を認めたからでなく「見舞金」として安上がりで処理してしまつたのである。

チツソと行政はこうして補償問題に決着をつけることによって、被害の

拡大を食い止めるために必要な漁獲禁止と排水停止という問題を放置したまま、水俣病事件を政治的に封じ込めてしまった。そのため、依然として水銀は流され、被害はさらに拡大していったのである。

### 窮迫を強いられ続けた患者・漁民と行政の救済対策

#### (1) 患者の救済対策

伝染病棟への収容など当初の患者対策は、当時としてとりうる便法をすばやく用いたものではあったが、その後しばらくの間、患者の救済ではあまり進展はみられなかった。ようやく、一九五八年になって、生活保護を受けている患者一人に、滋養物摂取のため結核患者なみの加算金がつけられた。ただ、水俣市から、この年の八月になって居宅患者について、一人当たり月額五〇〇円が支給されるようになり(168)、また、熊大入院患者に対しては、市費から、研究検査の費用として患者と付添い人にそれぞれ給付金が支給され、患者の医療費負担はわずかながら軽減された。しかし、医療費が公費で負担されるようになったのは、患者一〇人が二月に市立病院に収容されてからである。しかも、在宅患者への国庫負担はそれからさらに五年後と大幅に遅れた。一九五九年の七月になって、専用の水俣病棟が市立病院内に完成した。しかし、収容能力がベット数三二と小さかったために、この時点になっても当時確認された患者のうちで一九人が自宅療養しているといった状態であった。

もともと、当時すでに発病しながら水俣病と診定されていなかった患者はそのほかにも多数存在していた。患者の集団発症が確認された一九五六年の当初は、原因を明らかにするために、局地的ではあったが湯堂や月の浦ではかなり集中的な調査が実施され、それによって数十人の患者が発見されたこともあった。しかし、原因が魚介類を経由した重金属であることがわかってくると、そうした疫学的な集団検診は積極的には実施されなくなり、地元の医師を通して偶然の発見に委ねられることになった。そのため、当時は重症の急性劇症型が基準になっていたことも影響して、

結果的には多数の患者が確認されないまま放置されていた。

また胎児性患者の存在については、すでに早くから「奇病ともつかず、小児麻痺ともつかぬ」乳幼児が確認されており、一九五九年一〇月には、脳性小児麻痺と診断されていた湯堂・月の浦の幼児一五人が、水俣病に似ているためさらに精密検査をすることになったが、これらの幼児が認定されるまでにはそれからさらに三年余が費やされなければならなかった。したがって、その間、水俣病医療救済の外に置かれ、また患者補償の対象ともならなかったのである。一九五九年の年末近くまでは、診療を願い出た患者だけに対して、熊本大学の徳臣教授・市立病院正副院長・医師会幹部・保健所長の八人で診断するといった対応がとられていた。

#### (2) 窮迫する漁民

すでに一九五四年頃からの急激な漁獲の減少もあって、漁民の生活は窮迫化しつつあったが、水俣病が確認され、ほどなくそれが魚介類を媒介して発生するということが明らかになったため、水俣漁民の魚は売れなくなり始め、漁業を続けていくことがいよいよ困難になっていった。魚への恐怖から漁獲があっても買手が見つからないといった八方ふさがり状態になり、水俣の漁民にとって、漁はほとんど生業とならなくなっていた。

こうして、水俣病のために労働が不能になり、また、漁業が成り立たなくなると収入が途絶えた上に医療費の負担まで重なって、患家・漁家の生活は極度に困窮していった。ついには自力で生計を維持していくことが困難になり、親族などからの借金でしのぐ家族、あるいは、それさえも難しくなると、ついには生活保護に頼らざるを得ない家族が続出するに至った(155、156、157)。一九五七年一月に作製された水俣市の資料によると(160)、当時の多発地区の「奇病世帯」四七のうちこの時点ですでに一七世帯が生活扶助を受給していた。また、もともとこの地区の漁業者は四二名を占めていたが、そのうち一五名が転業、四名が廃業しており、そのほとんどが水俣病が原因となっている。また、同年一二月の水俣市の奇病世帯への

「世帯更生資金貸付希望額調べ」でも、現状では生活費もままならぬからとして漁場や漁法の転換のために漁具や漁船を購入したい、あるいは養豚で世帯の更生を図りたいとする理由などが主たるものとなっており、世帯の困窮状態の一端がここにも現れている(163)。しかし、このように、生業の場を奪われた漁民に対しては、当初は汚染が及ぶ範囲について徹底した調査も行わず水俣湾の近辺に漁礁を増設したり、鹿児島県側へ入漁を働きかけるといった一時しのぎの対策しかみられず、実効性のある漁業救済策は行われなかった。

こうした困窮に最後の一撃となったのが、同じように窮迫していた鮮魚小売商(67、68)による一九五九年八月の地元産魚介類の不買決議であった(65)。これによって地元漁民は、完全に生業の道を断たれてしまったのである(174)。事実、この頃から、社会福祉事務所を訪れる漁民が一段と増えはじめている(173)。漁民は、市に窮状を訴え善処方を要望するとともに、先述したようにそれまで停滞していたチツソとの補償交渉に本格的に取り組まざるを得なくなった。その結果、八月末には補償金が入ったが、それも一世帯当たりすると生計を再建するほどの額とはならず、また、それまでの借金の返済に当てる漁民も少なからずあった。なかには補償金のために生活保護を受けられなくなって、再び困窮化していったケースも発生した。一九五九年一二月の時点では、市内の漁民の生活保護世帯は六四世帯にも上り、また、患者家族互助会五八世帯のうち一三世帯が生活保護対象となつてゐる。そして、汚染が拡大するにつれて、こうした困窮状態は周辺漁民にまで及んでいった。例えば、水俣市に隣接した津奈木村では、一九五九年一〇月には、困窮した漁民を救援するために、婦人会による「米一合運動」が提起された。また、同月には芦北福祉事務所は、湯浦町と津奈木村の四一の漁業世帯を生活保護の対象に決定している。多くの漁家が、極限状態まで追いつめられたのである。しかし、経済的な救済としては、このように生活保護の適用と世帯更生貸付金制度の運用程度にとどまり、そのほかには、益・暮れに見舞金が支給されるなどの若干の法外援

護措置がみられただけであった。

漁業対策では、一九五九年の一月になって、新たな漁場の開拓のため、対馬のイカ漁の可能性を、まず津奈木漁協から、次いで天草の大道・穂の島・嵐口漁協も加わって試みたが、もっぱら内海漁業に従事してきた不知火海岸漁民にとって、外海での漁業は漁船の規模をはじめとして装備の面でもなじまないこともあり、しかも距離的にも遠いことなどあつて、結局永続的な対策とはなり得なかった。その過程では、市漁協が、「当時の県水産課指導係長が、水俣病対策の一つとして小型底引き網漁業をタイゴチ網漁業として特別に許可するとしながら、操業直前になって禁止を言ってきたため、八統が多額の借金を抱えて転換漁家は苦しんでいる」として、県に陳情、県は、そうした約束はなかったなどといった事件も発生した。場当たりの一貫性のない漁業対策に、漁民は翻弄されたのである。

この間、一月になってようやく、政府は、関係各省庁の連絡会議を開催、総合的な救済策の検討に入ったが、それは、国会による調査団の派遣とその後発生した不知火海漁民騒動に直面して、泥縄式に組織されたものであった。また、国会でも、この月、社会党が、熊本・鹿児島両県関係国会議員を中心に水俣病特別対策委を結成、①家族援護と漁民の生活安定のために特別立法をおこなう、②治療費や操業禁止にともなう補償の全額国庫負担、③危険海域の指定、などを盛り込んだ水俣病対策要綱を作り、その実現に向けて二つの特別法案要綱を決め、自民党と共同提案する方向で取り組むことになり、一方、自民党も、水俣病特別対策委をつくり各省の対策予算案について検討するなどの動きもあつた。しかし、政府・国会いづれの取り組みも、漁民と患者の補償問題が見舞金契約などによって当面の決着をみて政治的・社会的問題としては鎮静化してしまつたとともに、掲げられていたすべての対策案は雲散霧消してしまい、ついに本格的な救済対策は一つも実現しなかつたのである。

(丸山(定)E)

(本文中の(67、68)(173)などは第Ⅱ編の資料番号、(補1-7)などは補遺の資料番号を示す)



八幡プール群図——熊本地方検察庁捜査報告書(昭和51年4月17日)より作成。

水俣病事件資料集〔上巻〕 1926—1959

一九九六年七月一日初版第一刷発行

編者 水俣病研究会

発行者 三原 浩良

発行所 葦書房有限公司

福岡市中央区赤坂三丁目一番一  
電話〇九二七六二二八九五

印刷所 瞬報社写真印刷株式会社

製本所 日宝綜合製本株式会社

装幀 毛利 一枝

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

© 水俣病研究会 1996 · ISBN4-7512-0629-X